

# 平成23年度第1回岡山市障害者施策推進協議会次第

平成24年1月27日10時～12時  
(岡山市庁舎 議会棟 第1会議室)

1 開 会

2 議 題

第3期岡山市障害福祉計画の策定について

3 そ の 他

4 閉 会

岡山市障害者施策推進協議会 委員名簿

H24/1/20現在

氏 名	職 名
石 原 眞季江	岡山市手をつなぐ育成会会長
北 川 歳 昭	就実大学教育学部教育心理学科教授
小 池 将 文	川崎医療福祉大学教授
河 本 清 美	岡山労働局職業安定部職業対策課課長補佐
小 林 良 久	岡山市社会福祉協議会常務理事
丹 治 康 浩	岡山市医師会会長
鳥 越 實	岡山市精神障害者家族会連絡会会長
中 島 洋 子	まな星クリニック院長
中 原 聡 子	おかやまライフ21代表
蜂 谷 克 和	岡山市民生委員児童委員協議会副会長
安 井 直 人	岡山県障害福祉施設等協議会会長
山 崎 悦 子	岡山県看護協会専務理事
好 長 シゲ子	岡山市愛育委員協議会会長
渡 邊 四 郎	岡山市身体障害者福祉協会会長

## 第3期岡山市障害福祉計画の策定について

### 第1 障害福祉計画の位置付け

#### 1 策定の根拠

障害者自立支援法第88条第1項に基づく行政計画

障害者・障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める。

\* 岡山市の障害者・障害児の状況【資料1】

#### 2 計画の内容

障害者自立支援法第88条第2項に掲げる事項

- (1) 障害福祉サービス、相談支援【資料2】の必要な量の見込み
- (2) 障害福祉サービス、相談支援の必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業【資料3】の実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

#### 3 計画の期間

(第1期) 平成18年度～20年度

(第2期) 平成21年度～23年度

(第3期) 平成24年度～26年度

(平成24年4月1日 改正障害者自立支援法施行【資料4】)

#### 4 策定のスケジュール

- ・ 12月1日～12月22日 アンケート調査【資料5】
- ・ 1月27日 第1回岡山市障害者施策推進協議会
- ・ 2月20日 素案公表
- ・ 2月20日～3月19日 パブリックコメント
- ・ 2月下旬 第2回岡山市障害者施策推進協議会
- ・ 3月下旬 第3期計画策定

## 第2 国の基本指針

### 1 基本的理念

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害者・障害児の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえる。

### 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- (2) 希望する障害者・障害児に日中活動系サービスを保障
- (3) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 相談支援の担い手を確保
- (2) 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置
- (3) 関係機関、関係団体、障害者・障害児の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を設けるとともに、その位置付けを明確に示す。

### 4 平成26年度の数値目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ア 平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行
  - イ 平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - ア 1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7パーセント相当分増加  
第3期岡山県障害福祉計画（仮称）（素案）  
平成20年調査時の73.9パーセントから77.0パーセントへ引上げ
  - イ 高齢長期退院者数（退院者のうち65歳以上であって5年以上入院していた者の数）を直近の数から2割増加  
第3期岡山県障害福祉計画（仮称）（素案）  
平成23年調査時の132人から158人へ引上げ

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上

イ 福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援を利用

ウ 就労継続支援の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援(A型)を利用

### 第3 第2期岡山市障害福祉計画の実績

#### 1 基本的方向

- (1) 訪問系サービスの保障
  - ・ 在宅での暮らしを支えます
- (2) 日中活動系サービスの保障
  - ・ 日中活動や就労のための段階的訓練を充実します
- (3) 地域生活への移行の推進
- (4) 一般就労への移行の促進
  - ・ 関係機関との連携
  - ・ 理解と啓発
  - ・ 受注機会の拡大
  - ・ 事業者の表彰
- (5) 相談体制の強化

#### 2 達成状況

- \* 障害福祉サービス、相談支援の見込量と実績【資料6】
- \* 地域生活支援事業の見込量と実績【資料7】

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

###### ア 実績

- (ア) 平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行  
(平成17年10月1日) 施設入所者数 688人  
【目標値】 地域生活移行者数 70人 (1割)  
【平成23年10月1日実績】 地域生活移行者数 145人 (2割)

- (イ) 平成17年10月1日時点の施設入所者数から7パーセント以上削減  
(平成17年10月1日) 施設入所者数 688人  
【目標値】 減少者数 48人 (7パーセント)  
【平成23年10月1日実績】 減少者数 67人 (9.7パーセント)

###### イ 見込量確保のための方策

###### (ア) 訪問系サービス

- ・ 障害の種別に関わりなく、希望するサービスを提供する。
- ・ ニーズに合ったサービス提供ができるようサービス拡大を促進するとともに、質の高いサービスが提供できるよう研修等を通じてサービス内容の充実を促進する。

(イ) 居住系サービス

- ・ 施設入所者が円滑に地域生活への移行を図ることができるようケアホーム、グループホーム等の整備・拡充を事業者へ働きかける。
- ・ 地域生活支援事業の中で住宅入居等支援事業（居住サポート）を実施し、一般住宅への入居支援を行う。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 実績

退院可能精神障害者数の減少目標値を設定

(平成 14 年度) 退院可能精神障害者数 (岡山県の指示数値) 464 人

【目標値】 退院者数 388 人

【実績】 岡山市目標値は、岡山県が国の基本指針により平成 14 年度の患者調査の数値を用いて設定した岡山県目標値を基にしており、各病院において患者個人を特定した調査の数値ではなかったため、その後の確認を行うことができず、計画達成状況の検証が困難となった。

※ 目標値設定において基礎とすべき厚生労働省が毎年実施している 6 月 30 日時点での病院調査については、都道府県と比較して市町村では集計・公表の関係から調査値の把握が困難だけでなく、病院所在地と入院患者所在地との不一致も生じやすく、対象規模の点から数値算定の過程での誤差等のぶれ幅も必然的に大きくなる。

国の基本指針により、第 3 期計画の策定では、第 2 期計画と異なり、目標値設定は都道府県のみとされていることもあり、岡山市目標値の設定は行わない。

イ 見込量確保のための方策

- ・ 行政や病院、福祉施設等関係機関のネットワークづくり、ケアホーム、グループホームの整備、ホームヘルプ、ショートステイ等介護給付の充実、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の充実
- ・ 社会の偏見や誤解を解消するための啓発活動の一層の拡充

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 実績

(ア) 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上

(平成 17 年度) 一般就労への移行者数 40 人

【目標値】 一般就労への移行者数 160 人 (4 倍)

【平成 22 年度実績】 一般就労への移行者数 25 人 (0.6 倍)

(イ) 福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援を利用  
(平成 19 年度) 就労移行支援利用者数 92 人 (1.8 割)  
【平成 23 年 9 月実績】 就労移行支援利用者数 150 人 (0.7 割)

(ウ) 就労継続支援の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)を利用  
(平成 19 年度) 就労継続支援(A型)利用者数 19 人 (1 割)  
【平成 23 年 9 月実績】 就労継続支援(A型)利用者数 457 人 (4 割)

イ 見込量確保のための方策

- ・ 就労の意欲や能力のある人に対しては一般就労に向けた就労支援の場を就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等に段階を分け、障害者の個々の能力に応じて順次伸ばしていけるようステージごとのサービス体系を設け、適切に利用できるようにする。



## 第4 アンケート調査の結果（平成24年1月19日現在）

### 1 調査期間

平成23年12月1日～12月22日

### 2 送付件数 回収件数（回収率）

	送付件数	回収件数	回収率
身体	300	146	48.7%
知的	550	273	59.6%
精神	250	145	58.0%
診断書	100	56	56.0%
合計	1,200	620	51.7%

### 3 集計結果

\* アンケート調査の結果（平成24年1月19日現在）【資料8】

#### (1) アンケート対象者の現況

##### ア 障害種別

- ・ 知的 23.7 ポイント増
- ・ 発達障害 12.0 ポイント減

##### イ 現在の居宅場所

- ・ 自宅 13.3 ポイント増
- ・ 共同生活介護・共同生活援助 8.7 ポイント減

#### (2) サービスの利用状況

	①	②	③	④
サービスの利用状況及び利用見込み	移動支援 行動援護 同行援護	就労継続支援 就労移行支援	共同生活援助 共同生活介護	成年後見など
障害福祉サービスの利用に関して困っていること	サービスの内容が分からない	事業者情報が少ない	利用手続き	特に困っていることはない
サービスの内容や量が不足しているもの	重度訪問介護 特になし		就労継続支援 就労移行支援	移動支援 行動援護 同行援護

(3) 地域生活の状況

	①	②	③	④
地域や自宅で生活するための条件	十分な収入	居宅介護などの充実	医療機関の充実	障害に対する理解が進むこと
日常生活をより安心して快適なものにするための方策	相談窓口	家事援助	買い物などの日常的な外出支援	通院のための外出支援
現在の生活で困っていること	将来の生活のこと	障害・健康	経済的なこと	住まい
市の福祉施策の情報源	市の広報	家族・友人・知人	特になし	福祉施設
外出の頻度	週に2、3日	月に2、3日	ほとんど外出しない	毎日
主な外出先	買い物	通院	食事	趣味
余暇時間の過ごし方	趣味	外出	ほとんど余暇活動をしていない	スポーツ
行事への参加状況	参加できていない	地域の行事	趣味などのサークル	スポーツ

(4) 就労の状況 (一般就労・福祉的就労)

ア 就業の有無

- ・ 就業している 37.5 パーセント (前回 38.2 パーセント)
- ・ 就業していない 62.5 パーセント (前回 61.8 パーセント)

イ 平均月収

- ・ 5万円以上 8.6 ポイント増
- ・ 3万円～5万円未満 6.6 ポイント増
- ・ 1万円～3万円未満 3.3 ポイント減
- ・ 5千円～1万円未満 10.7 ポイント減
- ・ 5千円未満 1.3 ポイント減

ウ 働くために必要な条件

- ① 障害にあった仕事であること
- ② 障害に対する理解が深まること
- ③ 通勤手段が確保されていること
- ④ 障害に配慮した勤務時間や日数であること

## 第5 第3期岡山市障害福祉計画の課題と方向性

### 1 訪問系サービスの保障

#### (1) 実績

- ・ 見込量を上回っており、ニーズの増大に伴う事業量の伸びが窺われる。

#### (2) アンケート調査

- ・ 重度訪問介護のサービス量の不足が大きく指摘されている。
- ・ 障害福祉サービス等の情報や福祉施策の情報源の不足が指摘されている。

- |                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設入所支援も含めた重度の障害者に対する支援の拡充</li><li>○ 障害福祉サービス等の情報提供や広報活動の充実</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 2 日中活動系サービスの保障

#### (1) 実績

- ・ 生活介護、児童デイサービスは、見込量を上回っており、ニーズの増大に伴う事業量の伸びが窺われる。
- ・ 平成23年9月現在、福祉施設の利用者のうち就労移行支援を利用している者の割合は、0.7割であり、第2期計画の国の数値目標である2割以上を大きく下回っている。
- ・ その一方、就労継続支援の利用者のうちA型を利用している者の割合は、4割であり、第2期計画国の数値目標である3割を大きく上回っている。

#### (2) アンケート調査

- ・ 就労継続支援、就労移行支援の利用希望は、大きな割合を占めている。
- ・ 就労継続支援の利用者数は、ニーズの増大に伴うサービス量の提供が指摘されている。

- |                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 引き続き、就労継続支援、とりわけA型の拡充</li><li>○ 福祉的就労と一般就労の橋渡しを行う就労移行支援の拡充</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 地域生活への移行の推進

#### (1) 実績

- ・ 平成23年10月1日現在、施設入所者のうち地域生活移行者の割合は2割であり、第2期計画の国の数値目標である1割の倍の数値である。
- ・ 施設入所者の減少者数の割合は9.7パーセントであり、第2期計画の国の

数値目標である7パーセントを上回っている。

- ・ ケアホーム、グループホームは、利用実績が見込量を下回っている。
- ・ 移動支援は、ニーズに沿って利用実績が伸び、見込量を上回るようになった。

## (2) アンケート調査

- ・ ケアホーム、グループホームの利用希望は、大きな割合を占めている。
- ・ 移動支援、行動援護、同行援護の利用希望は、大きな割合を占めている。
- ・ 成年後見制度などの利用希望は、大きな割合を占めている。
- ・ 地域生活をするための条件として、①「十分な収入」、②「居宅介護などの充実」、③「医療機関の充実」、④「障害に対する理解が進むこと」が大きな割合を占めている。
- ・ 現在の生活で困っていることとして、①「将来の生活のこと」、②「障害・健康」、③「経済的なこと」が大きな割合を占めている。
- ・ 外出の頻度は、「月に2、3回」、「ほとんど外出しない」が半数近くを占めている。
- ・ 社会参加は、「ほとんど余暇活動をしていない」、「参加できていない」が大きな割合を占めている。

- 引き続き、施設入所者の地域生活への移行を推進し、共同生活介護、共同生活援助の拡充
- 外出を支援し、日々の生活を支える移動支援、行動援護、同行援護の拡充
- 成年後見制度の拡充
- 障害に対する理解を深めるための啓発活動の一層の拡充

## 4 一般就労への移行の促進

### (1) 実績

- ・ 平成 22 年度における福祉施設から一般就労への移行者数は 25 人であり、第 2 期計画の国の数値目標である 4 倍の 160 人を大幅に下回っている。
- ・ 要因としては、平成 17 年度の一般就労者数 40 人が他年度に比べ飛びぬけて多かったと考えられる。

### (2) アンケート調査

- ・ 就業している者の割合は、前回調査と同じく 40 パーセント弱であった。
- ・ 平均月収は、5 万円以上が 8.6 ポイント増、3 万円以上 5 万円未満が 6.6 ポイント増、5 千円以上 1 万円未満は 10.7 ポイント減であった。
- ・ 働くために必要な条件として、①「障害にあった仕事であること」、②「障害に対する理解が深まること」、③「通勤手段が確保されていること」

が大きな割合を占めている。

- 就労移行支援などの福祉系支援と障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、雇用管理サポートなどの労働系支援との緊密な連携による総合的な一般就労への移行促進
- 障害に対する理解を深めるための啓発活動の一層の拡充

## 5 相談体制の強化

### (1) 実績

- ・ サービス利用計画作成対象者数は、制度発足当初から、利用実績が非常に低いままとなっている。
- ・ 要因としては、現行制度では対象となる利用者が限られること、サービス提供に係る事業者の負担が大きいため対応能力が及ばないことなどが考えられる。

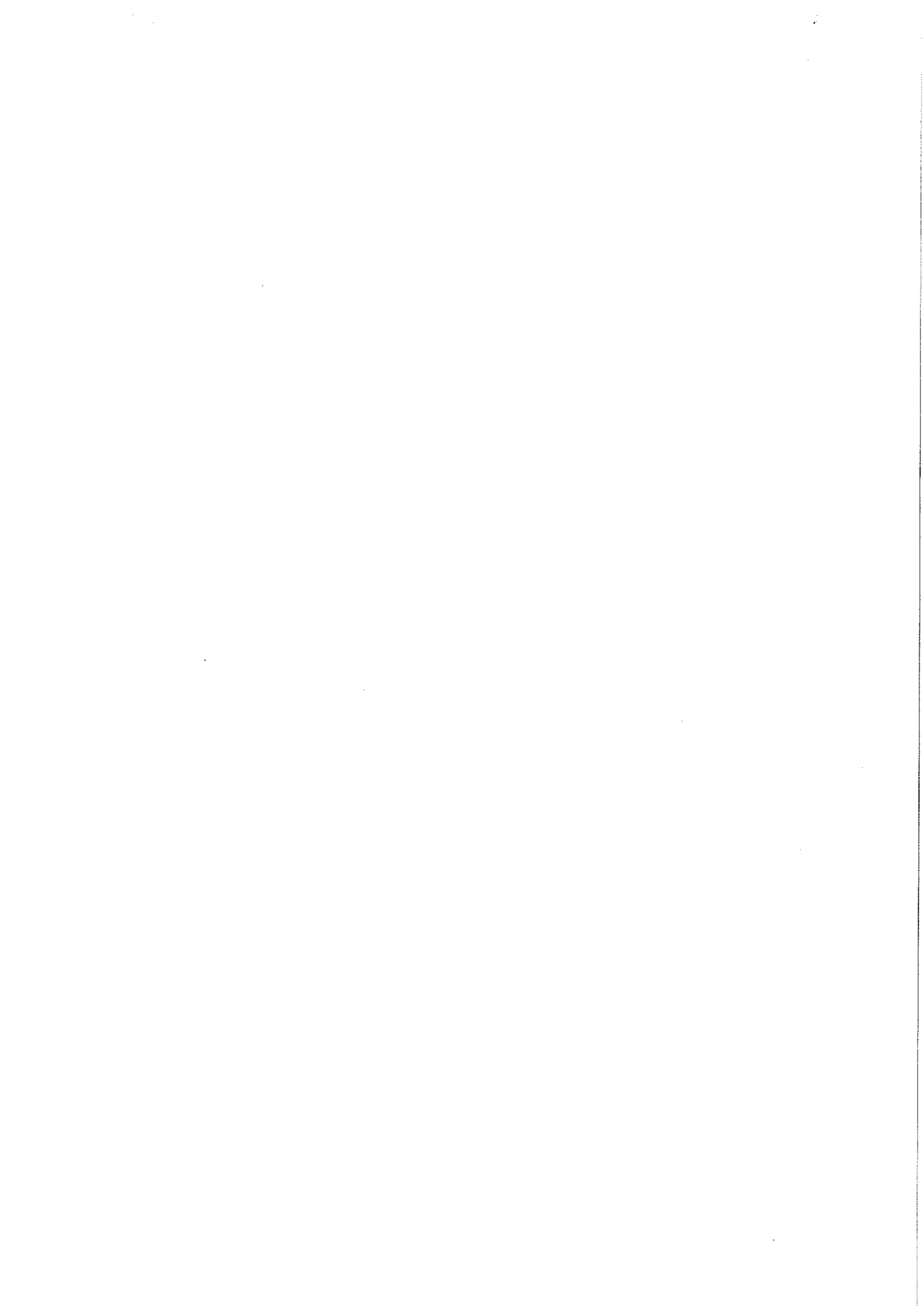
### (2) アンケート調査

- ・ 日常生活をより安心して快適なものにするための方策として、「相談支援」が大きな割合を占めている。
- ・ 相談相手として、「家族・親族」が大半であり、地域生活支援センター、就業・生活支援センター、相談支援事業所の割合は、まだ小さい。

### (3) 障害者自立支援法の改正

国は、相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援法を改正し、平成24年4月1日から新たな制度として「計画相談支援」・「障害児相談支援」【資料9】、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」【資料10】を実施することとしている。

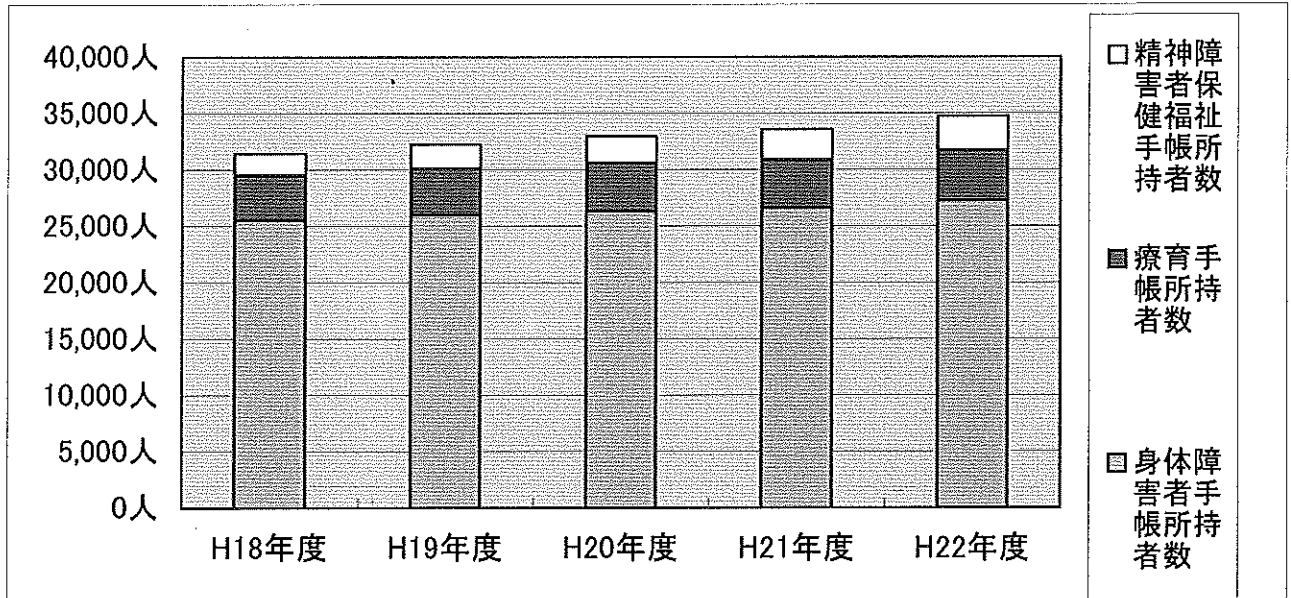
- 「計画相談支援」・「障害児相談支援」については、平成24年度から3年間ですべての対象者について実施するため、3年の期間を見通して適切な見込量を設定
- 「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」については、障害者の地域生活への移行を円滑かつ着実に推進するために必要な見込量を設定
- 相談窓口の情報提供や広報活動の充実



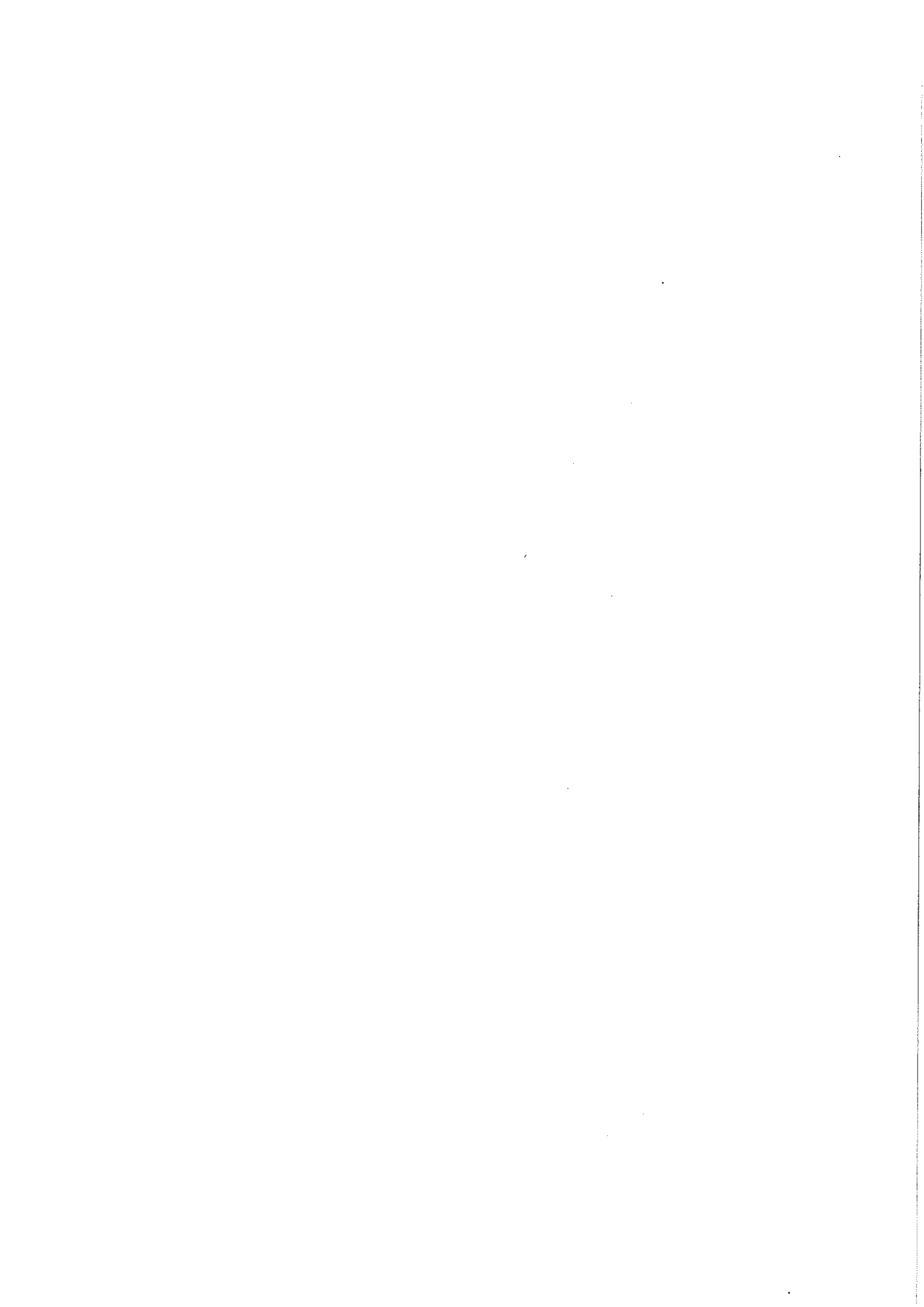
# 【資料1】

## 岡山市の障害者・障害児の状況

(平成23年3月31日まで)(単位:人)



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	障害福祉サービス受給資格者数(H23.10)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,937	2,118	2,415	2,707	3,034	1,131
療育手帳所持者数	4,013	4,141	4,243	4,270	4,436	2,321
身体障害者手帳所持者数	25,508	26,006	26,323	26,620	27,264	1,347
診断書						630
合計	31,458	32,265	32,981	33,597	34,734	5,429
対前年度比	104.7%	102.6%	102.2%	101.9%	103.4%	





## 【資料2】

### サービスの体系

#### ○障害福祉サービス

##### (1) 訪問系サービス（障害者の居宅生活を支えるサービス）

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や、外出時の移動中の介護など、総合的に支援。
同行援護	重度の視覚障害の方で外出時における支援。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき危険を回避するために必要な援護や外出時の介護支援。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

##### (2) 日中活動系サービス（主に昼間において、施設や事業所に通所してサービス）

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護をする人が病気などの時に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で医学的管理の下に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練。
就労移行支援	一般企業での就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労後の職場定着のための支援等。
就労継続支援（A型） 原則として、雇用関係を結ぶ	事業所内で就労が可能な65歳未満の人に働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労移行に向けた支援。
就労継続支援（B型） 雇用関係を結ばないで生産活動を行う 支援	一般企業などでの就労経験があつて、年齢や体力の面で就労困難となった人や、就労移行支援事業の利用が雇用に結びつかなかった人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援。

(3) 居住系サービス（生活の場としての住居等を確保し、必要な介護サービスを提供）

施設入所支援	入所施設において、生活介護、自立訓練や就労移行等の日中活動系サービスとあわせて、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等。
共同生活介護 （ケアホーム）	知的障害者や精神障害者が地域で自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等。
共同生活援助 （グループホーム）	知的障害者や精神障害者が地域で自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助。

(4) 指定相談支援（障害福祉サービス利用の支援を行うもの）

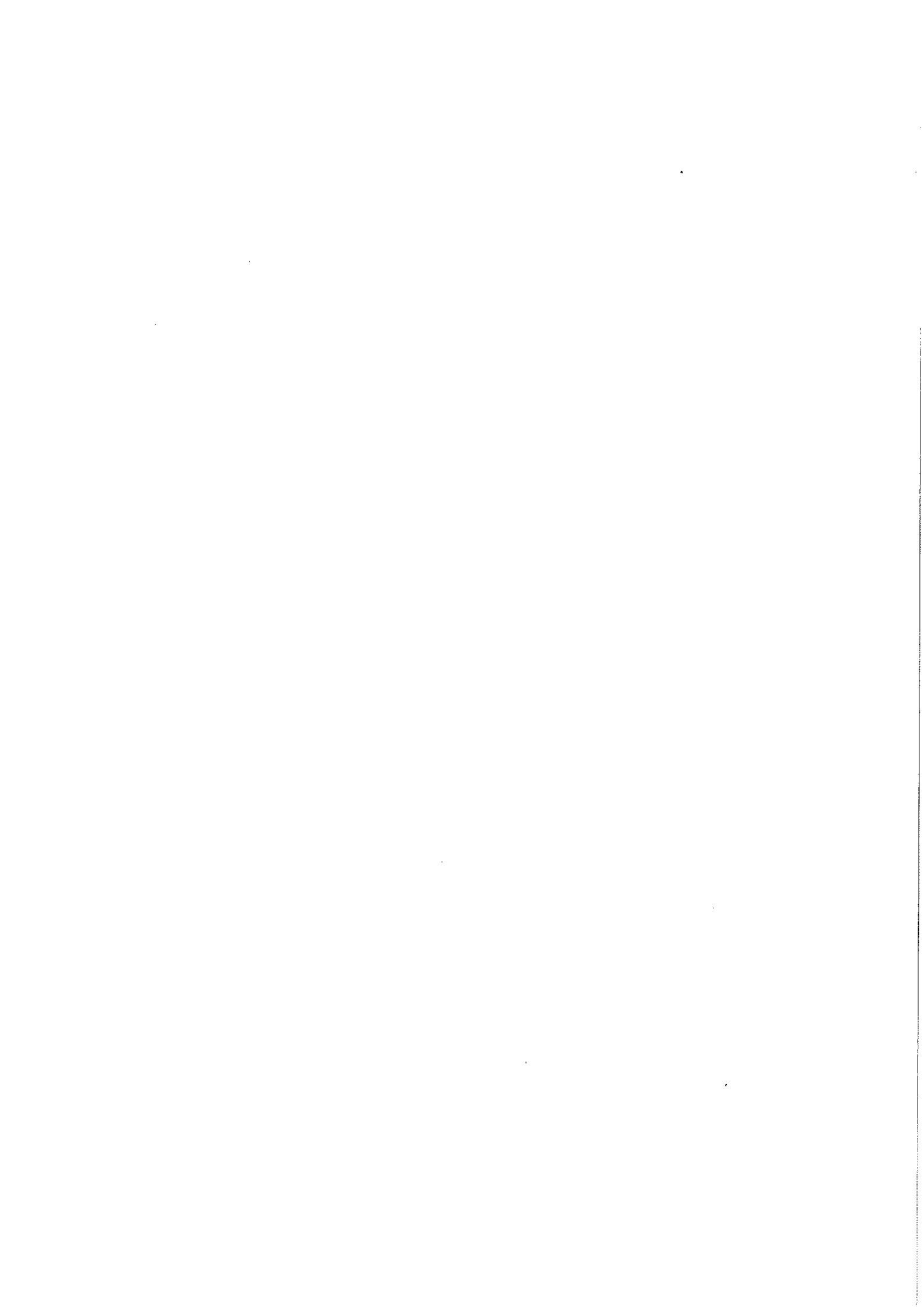
指定相談支援 （サービス利用計画作成費）	支給決定を受けた障害者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類・内容等を定めた計画を作成。
-------------------------	-----------------------------------------------------------

## 【資料3】

### ○市町村が実施する事業

#### ☆地域生活支援事業

相談支援事業	サービスの利用援助・権利擁護支援・専門機関の紹介等を行う。
相談支援機能強化事業	自立支援協議会を設置し、専門的な相談を受る。
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害者（児）・知的障害者（児）・身体障害児の療育相談と指導。
住宅入居等支援事業	知的障害者・精神障害者の入居支援・相談支援。（地域活動支援センターⅠ型で実施）
成年後見制度利用支援事業	知的障害者・精神障害者の身上監護や財産保護を支援。（地域活動支援センターⅠ型で実施）
コミュニケーション支援事業	来庁者等の意思疎通のため、手話通訳者を設置、及び手話通訳者・要約筆記者の派遣。
日常生活用具給付事業	介護・訓練・自立生活支援・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具・居宅生活動作補助用具を給付。
移動支援事業	外出時に移動の支援が必要な視覚障害者（児）・知的障害者（児）・下肢体幹障害単独で1～4級の身体障害者（児）・精神障害者（児）にガイドヘルパーを派遣。
地域活動支援センター事業	基本事業は創作的活動・生産活動。
・Ⅰ型	基本事業に加えて専門職員を配置し、医療・福祉・地域社会基盤との連絡強化の調整、ボランティア養成、障害者理解促進・啓発。
・Ⅱ型	基本事業に加えて機能訓練・社会適応訓練。
・Ⅲ型	基本事業を実施。（10人以上：従来の小規模作業所）
日中一時支援事業	就学中の障害児の保護者の就労を支援するタイムケア、介護者の一時的休息を支援するレスパイトを行う。
生活サポート事業	障害程度区分が非該当で家事援助を必要とする障害者の支援。
要約筆記奉仕員養成事業	聴覚障害者のため要約筆記奉仕員を養成。
日常生活用具給付事業	介護・訓練・自立生活支援・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具・居宅生活動作補助用具を給付。



## 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

### ① 趣旨 公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

### ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

### ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

### ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 一 相談支援体制の強化 [ 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 ]
- 一 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勸案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

### ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実  
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し [ 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられないようにする。 ]

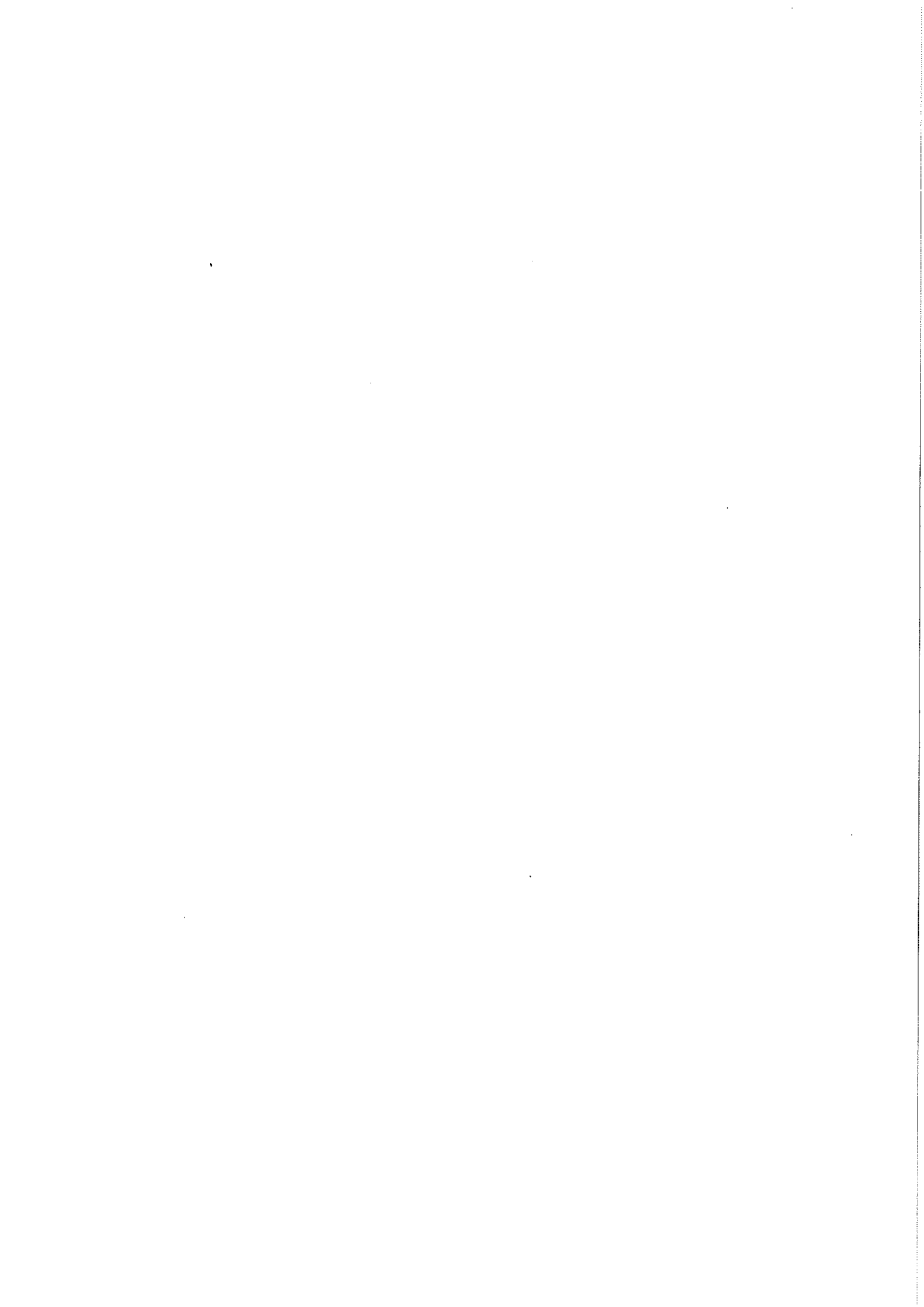
### ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日  
(平成23年10月1日) から施行

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）  
(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、  
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、  
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日  
(平成24年4月1日) から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出  
平成22年12月3日 改正法が成立



おかやまししょうがいふくしけいかく だい きけいかく  
岡山市障害福祉計画 (第3期計画)

さくてい ちょうさ  
策定のためのアンケート調査

きょうりょく ねが  
【ご協力のお願い】

おかやまし しょうがい なた じりつ あんしん せいかつ めざ おかやまし  
岡山市では、障害のある方が自立し、安心して生活できるまちづくりを目指し、「岡山市  
しょうがいふくしけいかく さくてい しょうがいふくし じゅうじつ とく  
障害福祉計画」を策定し、障害福祉の充実に取り組んでいるところですが、このたび、  
だい きけいかく へいせい ねんど けいかくまかん まんりょう ともな だい きけいかく  
「第2期計画(平成21～23年度)」の計画期間が満了することに伴い、「第3期計画  
へいせい ねんど さくてい ちょうさ おこな  
(平成24～26年度)」策定のためのアンケート調査を行うことにしました。

この調査は、しょうがいふくし しょうがいふくし りょうじつたい りょう きぼう はあく けいかくさくてい きそ  
この調査は、障害福祉サービスの利用実態や利用の希望などを把握し、計画策定の基礎  
しりょう え もくてき じっし こた ないよう ちょうさけっか けいかく  
資料を得る目的で実施するもので、お答えいただいた内容は、調査結果のとりまとめ、計画  
みなお かつよう しょう ほんちょうさ しゅし りかい  
の見直しに活用するほかには使用いたしませんので、本調査の趣旨をご理解いただき、ご  
きょうりょく ねが もう  
協力くださいますようお願い申し上げます。

へいせい ねん がつ  
平成23年12月

おかやまし  
岡山市

きにゅう ねが  
ご記入にあたってのお願い

- この調査票は、できる限りあて名のご本人がお答えください。ご本人の回答や記入  
むずか ばあい おも かいじょ なた かぞく なた ほんにん そうだん  
が難しい場合は、主に介助されている方やご家族の方が、ご本人と相談したり、ご  
ほんにん たちば こた  
本人の立場にたってお答えください。
- 回答は、この調査票に直接ご記入ください。
- 回答は、あてはまる項目を選んで、その番号を○印で囲んでください。また回答が  
かいどう ちょうさひょう ちやくせつ きにゅう  
「その他」にあてはまる場合は、( )内に具体的な内容をご記入ください。
- 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、ことわり書き  
しつもん かいどう なた かぎ が ばあい が  
に従ってお答えください。
- 調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて12月22日(木)ま  
ちょうさひょう きにゅう お どうふう へんしんようふうとう い がつ にち もく  
で郵便ポストに投函してください。調査票及び封筒に住所やお名前を書く必要  
ゆうびん どうかん ちょうさひょうおよ ふうとう じゅうしょ なまえ か ひつよう  
はありません。

ちょうさ かん と あ さき  
【調査に関するお問い合わせ先】

おかやまししょうがいふくしか  
岡山市障害福祉課

でん わ  
電話：086-803-1235  
ふあつくす  
FAX：086-803-1755

あなた自身の性別や障害、生活状況などについて、おたずねします

問1 あなたの性別、年齢、世帯構成をお答えください。

(1) 性別	1. 男性                      2. 女性
(2) 年齢	満(                      )歳 *平成23年12月1日現在でご記入ください。
(3) 世帯構成	1. ひとり暮らし 2. 本人とその配偶者(子どもがいる場合も含める) 3. 本人と親(本人と親および配偶者との同居の場合も含める) 4. その他(兄弟姉妹など)

問2 あなたの障害は何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。

1. 身体障害

(1) 「身体障害者手帳」に書いてある障害はどの部位ですか。

1. 視覚障害
2. 聴覚障害、平衡機能障害
3. 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害(心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸・ 肝臓・免疫機能障害)

(2) 「身体障害者手帳」に書いてある障害の等級は何級ですか。

1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 4級	5. 5級	6. 6級
-------	-------	-------	-------	-------	-------

2. 知的障害 「療育手帳」に書いてある障害はどの程度ですか。

1. A	2. B
------	------

3. 自閉症などの発達障害

1. 診断あり	2. 診断なし
---------	---------

4. 精神障害 「精神障害者保健福祉手帳」は何級ですか

1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 持っていない
-------	-------	-------	-----------

5. その他(難病、高次脳機能障害など) (                      )

問3 あなたの障害福祉サービスの障害程度区分は何ですか。(○は1つだけ)

1. 区分1	2. 区分2	3. 区分3
4. 区分4	5. 区分5	6. 区分6
7. 申請中	8. 非該当	9. 持っていない



問4 あなたはどこで生活していますか。(○は1つだけ)

1. 自宅	5. 福祉施設に入所中
2. 民間の賃貸住宅 (アパートなど)	6. 医療機関に入院中
3. 公営の賃貸住宅 (市営住宅など)	7. その他 ( )
4. グループホーム・ケアホーム	

問5 あなたは、今の生活の場所に満足していますか。(○は1つだけ)

1. 満足している	
2. 満足していない	→ 問5-1をお答えください
3. その他 ( )	

問5-1 (問5で「2. 満足していない」を選んだ方のみお答えください)  
その理由は何ですか。(○は1つだけ)

1. 自宅で生活したい	
2. グループホームやケアホームで生活したい	
3. 福祉施設で生活したい	
4. その他 ( )	

問6 あなたは、次の①から⑫までのことができますか。(○はそれぞれに1つだけ)

\*補装具を使用している方は、補装具を使用した状態でお答えください。

	一人で できる	少し手伝って もらう	全部手伝っ てもらおう
① 食事	1	2	3
② トイレ (排せつ)	1	2	3
③ 着がえ	1	2	3
④ お風呂	1	2	3
⑤ 歩行	1	2	3
⑥ 外出 (交通機関の利用)	1	2	3
⑦ 掃除	1	2	3
⑧ 洗濯	1	2	3
⑨ 調理 (後片付けを含む)	1	2	3
⑩ お金の管理 (買い物)	1	2	3
⑪ 服薬	1	2	3

	できる	なんとかできる	むずかしい
⑫ 意思の伝達 (会話)	1	2	3

問7 あなたは、日中主に何をしていますか。(○は1つだけ)

1. 正規の社員・従業員として働いている (自営業を含む)
2. 臨時職員や嘱託職員として働いている
3. パートやアルバイトとして働いている (家業手伝いを含む)
4. 就労継続支援などの就労系事業所に通っている
5. 学校や幼稚園・保育所などに通っている → 問8～問10をお答えください
6. 自立訓練・生活介護の事業所などに通っている
7. 仲間同士の集まりなどに参加している
8. 自宅で過ごしている
9. 医療機関や福祉施設などに入院・入所している
10. その他 ( )

問7-1～2を  
お答えください

問7-1 (問7で1～4のいずれかを選んだ方のみお答えください)

あなたが仕事で得る月収は平均していくらくらいですか (○は1つだけ)

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 5千円未満     | 6. 5万円～10万円未満      |
| 2. 5千円～1万円未満 | 7. 10万円～30万円未満     |
| 3. 1万円～2万円未満 | 8. 30万円以上          |
| 4. 2万円～3万円未満 | 9. 収入はあるが一時的なものである |
| 5. 3万円～5万円未満 |                    |

問7-2 (問7で1～4のいずれかを選んだ方のみお答えください)

仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。

(○はあてはまるものすべて)

1. 収入が少ない
2. 体調が悪いときに休みを取ることが難しい
3. 勤務時間の長さや時間帯が自分にあわない
4. 仕事の内容が自分にあわない
5. 仕事の内容が難しく、覚えるのが大変
6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない
7. 障害への理解が得にくく、人間関係が難しい
8. 職場の設備が不十分で使いにくい
9. 職場までの通勤が大変
10. 障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある
11. その他 ( )
12. 特にない

児童の療育・教育などについておたずねします

\*問8～問10は、問7で「学校や幼稚園・保育所などに通っている」を選んだ方におたずねします。それ以外の方は問11に進んでください。

問8 通園・通学先は、次のうちどれにあたりますか。(〇はあてはまるものすべて)

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 幼稚園・保育所                          | 4. 小・中学校の特別支援学級 |
| 2. 障害児通園施設                          | 5. 小・中・高等学校     |
| 3. 特別支援学校(小・中・高等部)<br>(盲学校・ろう学校を含む) | 6. 大学・専門学校など    |
|                                     | 7. その他( )       |

問9 通園や通学で困っていることがありますか。(〇はあてはまるものすべて)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 通うのが大変                 |
| 2. 授業内容が難しい               |
| 3. トイレなどの設備が不十分           |
| 4. 介助体制が十分でない             |
| 5. 友だちとの関係                |
| 6. 職員などの理解や配慮が足りない        |
| 7. 受け入れてくれる園・学校の数が少ない     |
| 8. 希望どおりの就園・就学が難しい        |
| 9. 家族の付き添いを求められる          |
| 10. 医療的なケア(たん吸引など)が受けられない |
| 11. その他( )                |
| 12. 特に問題はない               |

問10 学校を卒業後の進路について、どのようにお考えですか。(〇は1つだけ)

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 一般企業などで働きたい                |
| 2. 進学したい                      |
| 3. 職業訓練校に通いたい                 |
| 4. 地域活動支援センターや就労支援系事業所などに通いたい |
| 5. 生活介護事業所に通いたい               |
| 6. 施設に入って、生活介護や生活訓練などを受けたい    |
| 7. その他( )                     |
| 8. わからない・まだ考えていない             |

今後の暮らし方についておたずねします

問11 あなたは、今後、どのように暮らしたいとおもいますか。(〇は1つだけ)

1. 家族と一緒に暮らしたい
2. 独立して一人で暮らしたい
3. グループホームなどの、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい
4. 医療機関に入院したい
5. 福祉施設に入所したい
6. その他 ( )
7. わからない

問12 あなたは、どのような条件を整えば、自宅や地域で生活できる(しやすくなる)とおもいますか。(〇は3つまで)

1. ホームヘルプや外出支援などの日常生活の介助が十分に受けられること
2. 主治医や医療機関が近くにあること
3. 生活するのに十分な収入があること
4. 住宅(住む場所)が確保できること
5. 家族と同居できること
6. グループホームなどの仲間と共同生活できる場があること
7. 地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること
8. 地域の人が障害を理解してくれること
9. 住居や道路などがバリアフリーであること
10. その他 ( )
11. 特にない
12. 自宅や地域で生活したいとは思わない

問13 あなたの日常生活をより安心して快適なものとするためには、どのような支援やサービスが必要だとおもいますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 障害のために自分ではできない家事などの支援
2. 家事などを身につけ、自立生活できるようにするための訓練などの支援
3. 通院のための外出支援
4. 散歩や買い物などの日常的な外出支援
5. 通学・通所・通勤などの定期的な外出支援
6. 企業に就職するための職業能力を身につけるための支援
7. 企業の求人状況や就労に関する情報提供
8. 困っていることを相談できる相談員や相談窓口があること
9. その他 ( )
10. 特にない

問14 あなたは、今後、主に何をして過ごしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正規の社員・従業員として働きたい (自営業を含む)</li> <li>2. パートやアルバイトとして働きたい (家業手伝いを含む)</li> <li>3. 地域活動支援センター、就労支援系事業所、作業所に通いたい</li> <li>4. 学校や幼稚園・保育所などに通いたい</li> <li>5. 自立訓練・生活介護の事業所などに通いたい</li> <li>6. 仲間同士の集まりなどに参加したい</li> <li>7. その他 ( )</li> <li>8. わからない</li> </ol> | 問14-1<br>をお答えく<br>ださい |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|

問14-1 (問14で1～3のいずれかを選んだ方のみお答えください)

就労する場合、どのような分野の仕事につきたいですか (〇は1つだけ)

- |                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務</li> <li>2. サービス業 (小売業・飲食店など)</li> <li>3. 製造業</li> <li>4. 設計・システム関係</li> <li>5. 農林水産業</li> <li>6. その他 ( )</li> </ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

問15 障害者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通勤手段があること</li> <li>2. 障害にあった仕事であること</li> <li>3. 障害にあった勤務体系であること (勤務する時間や日数を調整できること)</li> <li>4. 自宅で仕事ができること</li> <li>5. 勤務場所に障害者用の設備・機器が整っていること</li> <li>6. 通院しやすい環境であること</li> <li>7. 賃金が妥当であること (最低賃金以上が支払われること)</li> <li>8. 就労継続支援事業所などが増えること</li> <li>9. 就労のための訓練を受けられること</li> <li>10. 周囲が自分を理解してくれること</li> <li>11. 社会保険 (福利厚生) が充実していること</li> <li>12. 職場に慣れるまで支援してくれる制度があること</li> <li>13. 仕事で困っていることを相談できる窓口があること</li> <li>14. その他 ( )</li> <li>15. 特にない</li> </ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

障害福祉サービスなどについておたずねします

問16 次のサービスについて、あてはまるものにそれぞれ1つだけ○をつけてください。  
(現在の身体状況や生活状況を前提にお答えください)。

サービス項目	利用の状況など
<p>1. <u>居宅介護</u> (ホームヘルプ) 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日 2. 今は利用していないが今後利用したい 3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>2. <u>重度訪問介護</u> 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日 2. 今は利用していないが今後利用したい 3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>3. <u>同行援護</u> 主に視覚障害者の外出時に、移動の支援を行うとともに、移動に必要な情報を提供します。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日 2. 今は利用していないが今後利用したい 3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>4. <u>行動援護</u> 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援を行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日 2. 今は利用していないが今後利用したい 3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>5. <u>重度障害者等包括支援</u> 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせ合わせて行います。</p>	<p>1. 利用を希望する 2. 利用する必要がない</p>
<p>6. <u>移動支援</u> (ガイドヘルプ) 一人で外出することが困難な人が円滑に外出できるよう、移動を支援します。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日 2. 今は利用していないが今後利用したい 3. 利用していない、または利用する必要がない</p>

サービス項目 サービス項目	利用の状況など 利用の状況など
<p>7. <u>生活介護</u> 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日</p> <p>2. 今は利用していないが今後利用したい</p> <p>3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>8. <u>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</u> 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日</p> <p>2. 今は利用していないが今後利用したい</p> <p>3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>9. <u>就労移行支援</u> 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>①現在利用している</p> <p>②今は利用していないが今後利用したい</p> <p>③利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>10. <u>就労継続支援</u> 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>①現在利用している</p> <p>②今は利用していないが今後利用したい</p> <p>③利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>11. <u>療養介護</u> 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。</p>	<p>①現在利用している</p> <p>②今は利用していないが今後利用したい</p> <p>③利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>12. <u>児童デイサービス</u> 児童に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練などを行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日</p> <p>2. 今は利用していないが今後利用したい</p> <p>3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>13. <u>短期入所 (ショートステイ)</u> 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	<p>1. 現在利用している。 ⇒ 1 週間に何日利用していますか。 週平均 ( ) 日</p> <p>2. 今は利用していないが今後利用したい</p> <p>3. 利用していない、または利用する必要がない</p>

サービス項目	利用の状況など
<p>14. <u>共同生活援助(グループホーム)</u>  共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や支援を行います。</p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>15. <u>共同生活介助(ケアホーム)</u>  共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>16. <u>施設入所支援</u>  施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>17. <u>日中一時支援</u>  日中において、見守りなどの支援が必要と認められる人に、見守りや日常的な訓練を行います。</p>	<p>1. 現在利用している。  ⇒ 1週間は何日利用していますか。  週平均( )日  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>18. <u>日常生活用具の給付</u>  日常生活をしやすいするために、必要な用具の給付を行います。</p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>19. <u>点字・朗読・手話・要約筆記などのコミュニケーション支援</u></p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>20. <u>配食サービス</u>  調理などが困難な人に対し、弁当の配達を行います。</p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>
<p>21. <u>訪問入浴サービス</u>  入浴が困難な人に対し、ポータブル浴槽を使った訪問による入浴サービスを行います。</p>	<p>1. 利用を希望する  2. 利用する必要がない</p>
<p>22. <u>成年後見制度や地域福祉権利擁護事業による権利の保護・支援</u></p>	<p>1. 現在利用している  2. 今は利用していないが今後利用したい  3. 利用していない、または利用する必要がない</p>



問17 障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。

(○はあてはまるものすべて)

1. どのようなサービスが利用できるのかわからない
2. サービス利用の手続きが大変
3. 事業者を選ぶための情報が少ない
4. 利用したいサービスが制度上利用できない
5. 利用者負担について困っている
6. 利用したいと思うサービスがない
7. 利用できる回数や日数が少ない
8. 希望に合った事業者が見つからない
9. 事業者との利用日時などの調整が大変
10. サービスの質が良くない
11. その他 ( )
12. 特に困っていることはない

問18 これまで利用したことのあるサービスで、サービスの内容や量が不足していると感じているものはありますか。(○はあてはまるものすべて)

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1. 居宅介護 (ホームヘルプ)    | 12. 児童デイサービス       |
| 2. 重度訪問介護           | 13. 相談支援事業         |
| 3. 同行援護             | 14. コミュニケーション支援事業  |
| 4. 重度障害者等包括支援       | 15. 地域活動支援センター事業   |
| 5. 行動援護             | 16. 日常生活用具給付貸与事業   |
| 6. 生活介護             | 17. 移動支援事業         |
| 7. 療養介護             | 18. 日中一時支援事業       |
| 8. 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 19. 訪問入浴サービス事業     |
| 9. 就労移行支援           | 20. 生活サポート事業       |
| 10. 就労継続支援 (A型・B型)  | 21. 特にない           |
| 11. 短期入所 (ショートステイ)  | 22. サービスを利用したことがない |

生活<sup>せいにかつじょう</sup>上の困<sup>こま</sup>り<sup>ごと</sup>や相談<sup>そうだん</sup>相手<sup>あいて</sup>についておたずねします

問19 現在の生活<sup>げんざい</sup>で困<sup>せいかつ</sup>っていること<sup>こま</sup>や、将来<sup>しょうらい</sup>に対する不安<sup>たい</sup>、悩み<sup>ふあん</sup>は何<sup>な</sup>ですか<sup>なに</sup>。

(○はあてはまるものすべて)

- |                                                                                |                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経済 <sup>けいざい</sup> 的なこと <sup>てき</sup>                                       | 9. 周囲 <sup>しゅうい</sup> の人の理解 <sup>ひと</sup> がない <sup>りかい</sup>                       |
| 2. 障害 <sup>しょうがい</sup> や健康 <sup>けんこう</sup> に関すること <sup>かん</sup>                | 10. 介護 <sup>かいご</sup> 者に負担 <sup>ごしや</sup> をかける <sup>ふたん</sup>                      |
| 3. 住まい <sup>す</sup> に関すること <sup>かん</sup>                                       | 11. 通院 <sup>つういん</sup> 、通勤 <sup>つうきん</sup> 、通学 <sup>つうがく</sup> が困難 <sup>こんなん</sup> |
| 4. 仕事 <sup>しごと</sup> の不满 <sup>ふまん</sup> または働く場 <sup>はたら</sup> がない <sup>ば</sup> | 12. 生きがい <sup>い</sup> を見い <sup>み</sup> だせない <sup>み</sup>                           |
| 5. 結婚 <sup>けっこん</sup> に関すること <sup>かん</sup>                                     | 13. 財産 <sup>ざいさん</sup> の管理 <sup>かんり</sup> に関すること <sup>かん</sup>                     |
| 6. 友人 <sup>ゆうじん</sup> に関すること <sup>かん</sup>                                     | 14. その他 <sup>い</sup> ( )                                                           |
| 7. 家庭 <sup>かてい</sup> 内の問題 <sup>もんだい</sup>                                      | 15. 特 <sup>とく</sup> にない                                                            |
| 8. 将来 <sup>しょうらい</sup> の生活 <sup>せいかつ</sup> のこと                                 |                                                                                    |

問20 生活<sup>せいにかつ</sup>の中で困<sup>な</sup>っていること<sup>こま</sup>や不安<sup>ふあん</sup>・悩み<sup>なや</sup>を誰<sup>だれ</sup> (どこ) に相談<sup>そうだん</sup>していますか。

(○はあてはまるものすべて)

- |                                                                                                                 |                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 家族 <sup>かぞく</sup> 、親族 <sup>しんぞく</sup>                                                                        | 10. 障害 <sup>しょうがい</sup> 者 <sup>しや</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 員 <sup>いん</sup> や民生 <sup>みんせい</sup> 委員 <sup>いいん</sup> ・児童 <sup>じどう</sup> 委員 <sup>いん</sup> |
| 2. 友人 <sup>ゆうじん</sup> ・知人 <sup>ちじん</sup> 、近所 <sup>きんじよ</sup> の人 <sup>ひと</sup>                                   | 11. 障害 <sup>しょうがい</sup> 者 <sup>しや</sup> 団体 <sup>だんたい</sup> の人 <sup>ひと</sup>                                                                          |
| 3. 地域 <sup>ちいき</sup> 生活 <sup>せいにかつ</sup> 支援 <sup>しえん</sup> センター                                                 | 12. ボランティア                                                                                                                                           |
| 4. 相談 <sup>そうだん</sup> 支援 <sup>しえん</sup> 事業 <sup>じぎやう</sup> 所 <sup>じよ</sup>                                      | 13. 病院 <sup>びやういん</sup> の職員 <sup>しよくいん</sup> (医師 <sup>いし</sup> や看護 <sup>かんご</sup> 師 <sup>し</sup> など)                                                 |
| 5. 就業 <sup>しゅうぎやう</sup> 生活 <sup>せいにかつ</sup> 支援 <sup>しえん</sup> センター                                              | 14. 入所 <sup>にゅうじよ</sup> ・通所 <sup>つうじよ</sup> している福祉 <sup>ふくし</sup> 施設 <sup>しせつ</sup> の職員 <sup>しよくいん</sup>                                             |
| 6. 市役 <sup>しやくじよ</sup> 所 <sup>じよ</sup> ：こども総合 <sup>そうごう</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 所 <sup>じよ</sup>                | 15. 学校 <sup>がっこう</sup> ・職場 <sup>しよくば</sup> の人 <sup>ひと</sup>                                                                                          |
| 7. 市役 <sup>しやくじよ</sup> 所 <sup>じよ</sup> ：保健 <sup>ほけん</sup> 所 <sup>じよ</sup> (保健 <sup>ほけん</sup> 師 <sup>し</sup> 含む) | 16. 相談 <sup>そうだん</sup> する人 <sup>ひと</sup> がいない                                                                                                        |
| 8. 市役 <sup>しやくじよ</sup> 所 <sup>じよ</sup> ：更生 <sup>こうせい</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 所 <sup>じよ</sup>                   | 17. その他 <sup>い</sup> ( )                                                                                                                             |
| 9. 市役 <sup>しやくじよ</sup> 所 <sup>じよ</sup> ：福祉 <sup>ふくし</sup> 事務 <sup>じむ</sup> 所 <sup>じよ</sup>                      |                                                                                                                                                      |

問21 市<sup>し</sup>が実施<sup>じっし</sup>しているいろいろな福祉<sup>ふくし</sup>施策<sup>しやくさく</sup>についての情報<sup>じょうほう</sup>は何<sup>なに</sup>で知<sup>し</sup>りますか。

(○はあてはまるものすべて)

- |                                                                                                                                                     |                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1. 市 <sup>し</sup> の福祉 <sup>ふくし</sup> ・保健 <sup>ほけん</sup> ・医療 <sup>いりやう</sup> の窓口 <sup>まどぐち</sup>                                                     | 9. 学校 <sup>がっこう</sup> ・職場 <sup>しよくば</sup> |
| 2. 市 <sup>し</sup> の広報 <sup>こうほう</sup>                                                                                                               | 10. 福祉 <sup>ふくし</sup> 施設 <sup>しせつ</sup>   |
| 3. 障害 <sup>しょうがい</sup> 者 <sup>しや</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 員 <sup>いん</sup> や民生 <sup>みんせい</sup> 委員 <sup>いいん</sup> ・児童 <sup>じどう</sup> 委員 <sup>いん</sup> | 11. 新聞 <sup>しんぶん</sup> ・雑誌 <sup>ざっし</sup> |
| 4. ホームヘルパー <sup>ほうもん</sup> や訪問 <sup>かんご</sup> 看護 <sup>かんご</sup> 師 <sup>し</sup>                                                                      | 12. テレビ・ラジオ                               |
| 5. 所属 <sup>しよぞく</sup> している団体 <sup>だんたい</sup> や会合 <sup>かいごう</sup> の会報 <sup>かいほう</sup>                                                                | 13. インターネット                               |
| 6. 病院 <sup>びやういん</sup> ・診療 <sup>しんりやう</sup> 所 <sup>じよ</sup> ・薬局 <sup>やっきやく</sup>                                                                    | 14. その他 <sup>い</sup> ( )                  |
| 7. 福祉 <sup>ふくし</sup> 活動 <sup>かつどう</sup> をしている民間 <sup>みんかん</sup> の福祉 <sup>ふくし</sup> 団体 <sup>だんたい</sup>                                               | 15. 特 <sup>とく</sup> にない                   |
| 8. 家族 <sup>かぞく</sup> ・友人 <sup>ゆうじん</sup> ・知人 <sup>ちじん</sup>                                                                                         |                                           |

外出や社会参加についておたずねします

問22 あなたは、学校や職場、福祉サービス事業所へ通う以外でどれくらい外出していますか。(○は1つだけ)

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. ほとんど毎日         | } ⇒ 問22-1をお答えください |
| 2. 週に2, 3日ぐらい     |                   |
| 3. 月に2, 3日ぐらい     |                   |
| 4. ほとんど外出しない・できない |                   |

問22-1 (問22で1~3のいずれかを選んだ方のみお答えください)  
主な外出先はどこですか。(○は3つまで)

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 買い物                        |
| 2. 食事                         |
| 3. 通院                         |
| 4. 趣味などのサークル活動 (スポーツ活動、習い事など) |
| 5. レジャー (映画、コンサートなど)          |
| 6. 地域の行事                      |
| 7. その他 ( )                    |

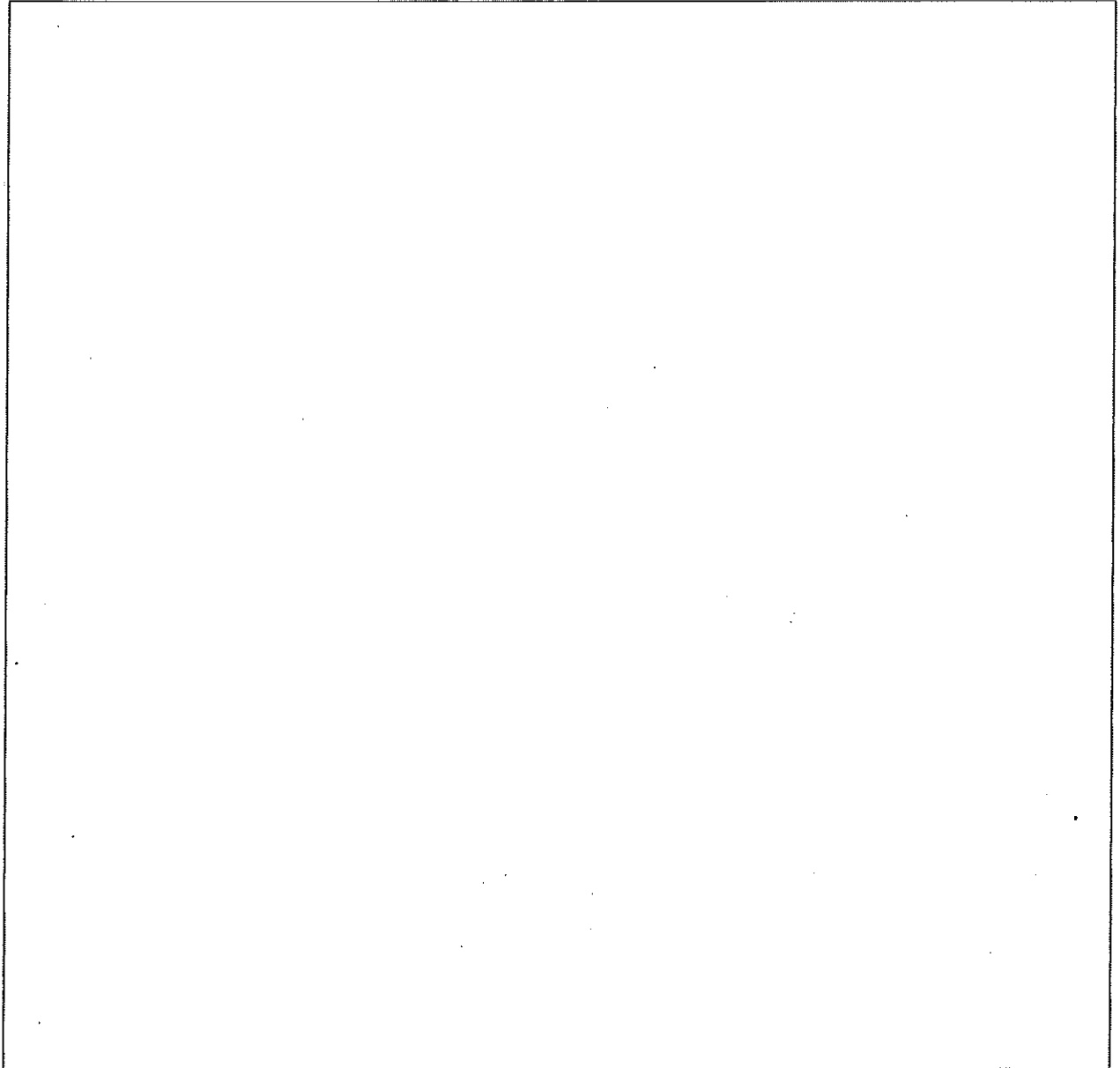
問23 あなたは、学校や職場、福祉サービス事業所へ通う時間以外の余暇時間にどのような活動をしていますか。(○はあてはまるものすべて)

- |                   |
|-------------------|
| 1. スポーツ           |
| 2. 外出 (買い物など)     |
| 3. 趣味 (音楽鑑賞など)    |
| 4. その他 ( )        |
| 5. ほとんど余暇活動をしていない |

問24 あなたは、最近1年間に次の行事などに参加していますか。参加したものがあれば選んでください。(○はあてはまるものすべて)

- |                |
|----------------|
| 1. 地域の行事       |
| 2. 趣味などのサークル活動 |
| 3. スポーツ活動      |
| 4. 学習会や講演会     |
| 5. 参加できていない    |
| 6. その他 ( )     |

さいご しょうがい ひと ふくし かんが  
最後に障害のある人の福祉について、あなたがお考えになっていることがありま  
し、ご自由にお書きください。

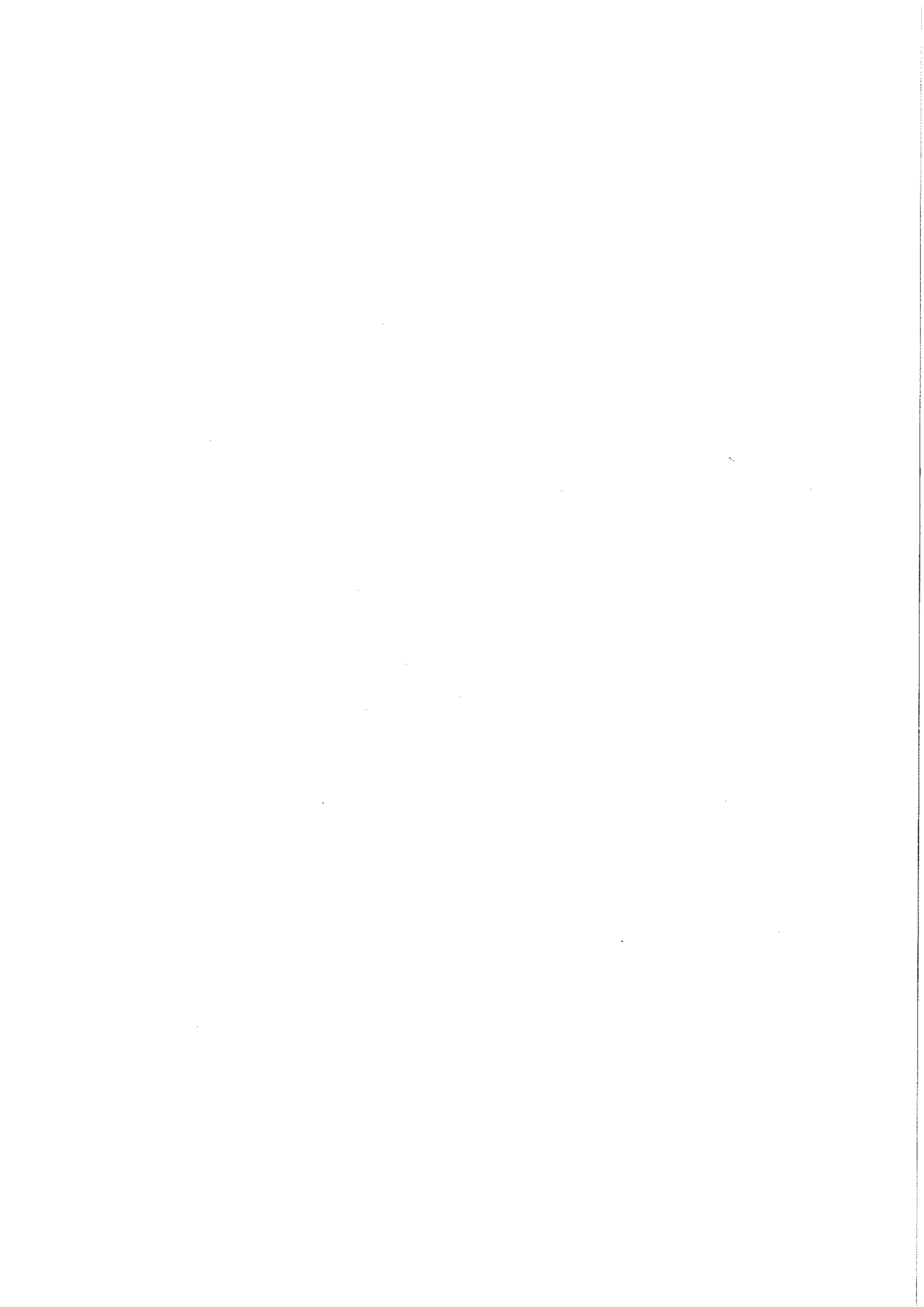


これでアンケートは終了しゅうりょうです。ご協力きょうりょくいただきありがとうございました。  
この調査票ちょうさひょうを同封どうふうの返信用封筒へんしんようふうとうに入れて投函とうかんしてください。(切手きっては不要ふようです)

## 障害福祉サービス、相談支援の見込量と実績

(単位:人/月)

障害福祉サービス		年度	第1期計画			第2期計画			数値 目標
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (23年9月)	
1 サービス 訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	見込量	658	764	883	590	610	631	
	実績	497	529	595	692	791	838		
2 日中活動系サービス	生活介護	見込量	111	245	312	558	676	793	
		実績	113	237	443	510	740	854	
	自立訓練(機能訓練)	見込量	1	2	2	13	25	37	
		実績	0	0	0	1	4	1	
	自立訓練(生活訓練)	見込量	11	24	56	59	96	132	
		実績	7	12	12	14	50	23	
	就労移行支援	見込量	63	101	163	206	232	258	
		実績	49	92	172	156	140	150	6.9%
	就労継続支援 (A型:雇用型)	見込量	0	10	25	92	115	138	
		実績	0	19	80	223	371	457	40.1%
	就労継続支援 (B型:非雇用型)	見込量	119	182	289	307	315	323	
		実績	98	161	319	453	579	684	
	療養介護	見込量	6	6	8	15	15	15	
		実績	8	6	14	13	15	17	
	児童デイサービス	見込量	351	409	467	514	577	640	
		実績	406	422	458	581	618	713	
短期入所	見込量	82	90	98	104	113	121		
	実績	66	69	75	114	135	143		
3 サービス 居住系	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	230	253	282	313	395	479	
		実績	112	188	233	252	262	279	
	施設入所支援	見込量	684	673	651	659	647	640	
		実績	870	678	648	636	625	619	
4 指定相談支援 (サービス利用計画作成対象者数)	見込量	139	181	225	18	20	22		
	実績	8	12	16	25	36	37		



地域生活支援事業の見込量と実績

【資料7】

(単位:人/月)

地域生活支援事業			年度	第1期計画			第2期計画		
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(23年9月)
1 相談支援事業	(1) 支援相談事業	ア 障害者相談支援事業 (箇所数)	見込量 実績	22 27	31 32	37 31	34 29	43 27	52 28
		イ 地域自立支援協議会 (実施の有無)	見込量 実績	6 実施	7 実施	7 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施
		ウ 障害児等療育支援事業 (箇所数)	見込量 実績	6 6	7 6	7 6	6 6	6 6	7 6
	(2) 市町村相談支援機能強化事業 (実施の有無)	見込量 実績	6 実施	8 実施	8 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
		(3) 住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込量 実績	6 実施	7 実施	7 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施
	(4) 成年後見制度利用支援事業 (実施の有無)	見込量 実績	6 実施	7 実施	7 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
		2 コミュニケーション支援事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (月間派遣件数)	見込量 実績	37 41	41 42	44 40	49 43	52 47
		(2) 手話通訳者設置事業 (設置者数)	見込量 実績	実施 2	実施 2	実施 2	2 2	2 2	2 2
		3 日常生活用具(年間件数)給付事業	(1) 介護・訓練支援用具	見込量 実績	52 16	54 41	56 26	51 33	56 38
	(2) 自立生活支援用具			見込量 実績	77 45	98 58	98 76	83 67	92 92
(3) 在宅療養等支援用具	見込量 実績		56 27	79 71	79 66	69 80	75 79	81 38	
	(4) 情報・意思疎通支援用具		見込量 実績	174 65	189 105	203 123	165 113	204 101	243 51
(5) 排泄管理支援用具	見込量 実績		8,080 5,396	8,290 9,555	8,490 9,384	9,029 10,129	9,061 11,879	9,094 4,562	
	(6) 居宅生活動作補助用具		見込量 実績	25 4	27 13	29 13	23 19	28 28	33 8
4 移動支援事業(月間利用者数)	見込量 実績	277 313	390 372	404 386	422 404	456 454	490 509		
	5 地域活動支援センター(月間利用者数)事業	(1) 地域活動支援センターⅠ型	見込量 実績	168 68	210 95	210 107	127 107	154 100	210 95
(2) 地域活動支援センターⅡ型			見込量 実績	289 123	289 122	289 121	193 124	265 113	336 118
(3) 地域活動支援センターⅢ型		見込量 実績	239 274	246 271	248 256	211 266	231 238	250 198	
		(4) 小規模作業所	見込量 実績	93 83	93 64	93 71	44 21	22 22	22 22
6 その他の事業		(1) 日中一時支援事業 (月間利用者数)	見込量 実績	249 197	281 277	313 320	347 398	378 507	408 520
			(2) 生活サポート事業 (月間利用者数)	見込量 実績	27 1	28 2	28 2	3 1	3 0
		(3) 要約筆記奉仕員養成事業 (修了者数)	見込量 実績	実施 10	実施 9	実施 6	10 10	10 16	10 5
			(4) 福祉ホーム (月間利用者数)	見込量 実績	2 0	16 0	16 11	12 11	12 11
	(5) 社会参加促進事業	ア スポーツ大会・教室開催 (年間参加者数)	見込量 実績	実施 1,360	実施 1,129	実施 1,149	1,150 1,471	1,150 1,324	1,150 593
			イ 芸術文化開催 (年間参加者数)	見込量 実績	実施 実施	実施 実施	実施 実施	800 実施	1,000 実施
		ウ 点字・声の広報発行 (年間発行回数)	見込量 実績	実施 実施	実施 実施	実施 実施	50 50	50 50	50 50
			エ 自動車運転免許取得助成 (年間件数)	見込量 実績	12 10	12 18	12 6	10 12	11 7
		オ 自動車改造費助成 (年間件数)	見込量 実績	81 68	81 60	81 60	73 65	77 40	81 20





## 【資料8】

### アンケート調査の結果について

(平成24年1月19日現在)

#### 1 調査期間

平成23年12月1日～12月22日

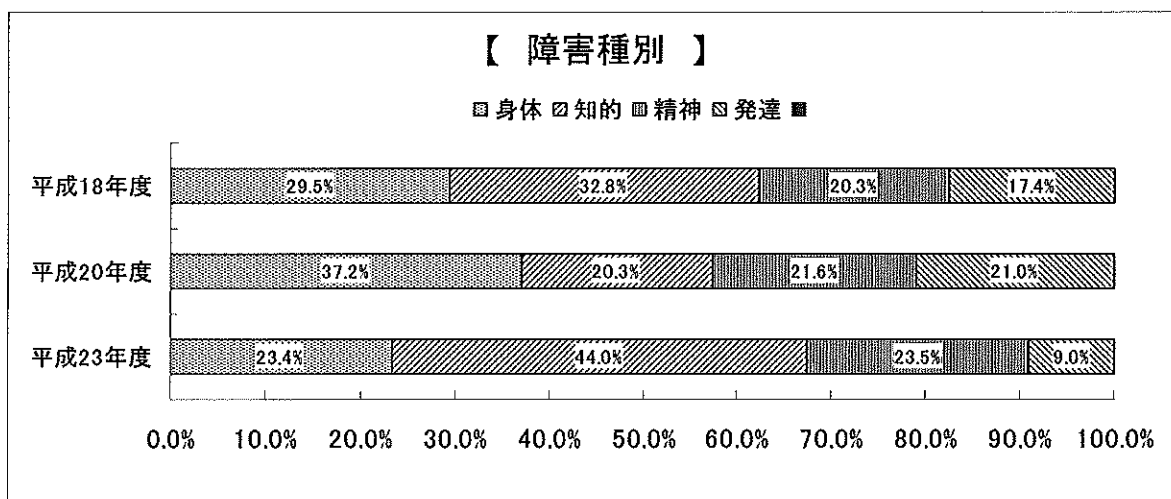
#### 2 送付件数 回収件数 (回収率)

	送付件数	回収件数	回収率
身体	300	146	48.7%
知的	550	273	49.6%
精神	250	145	58.0%
診断書	100	56	56.0%
合計	1,200	620	51.7%

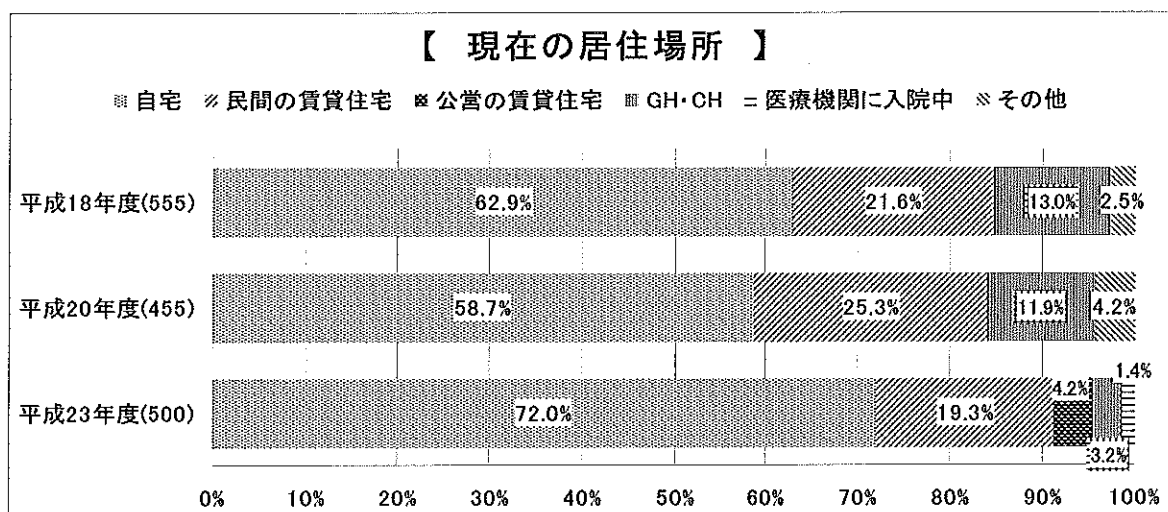
#### 3 集計結果

##### (1) アンケート対象者の現況

##### 【問2】障害種別

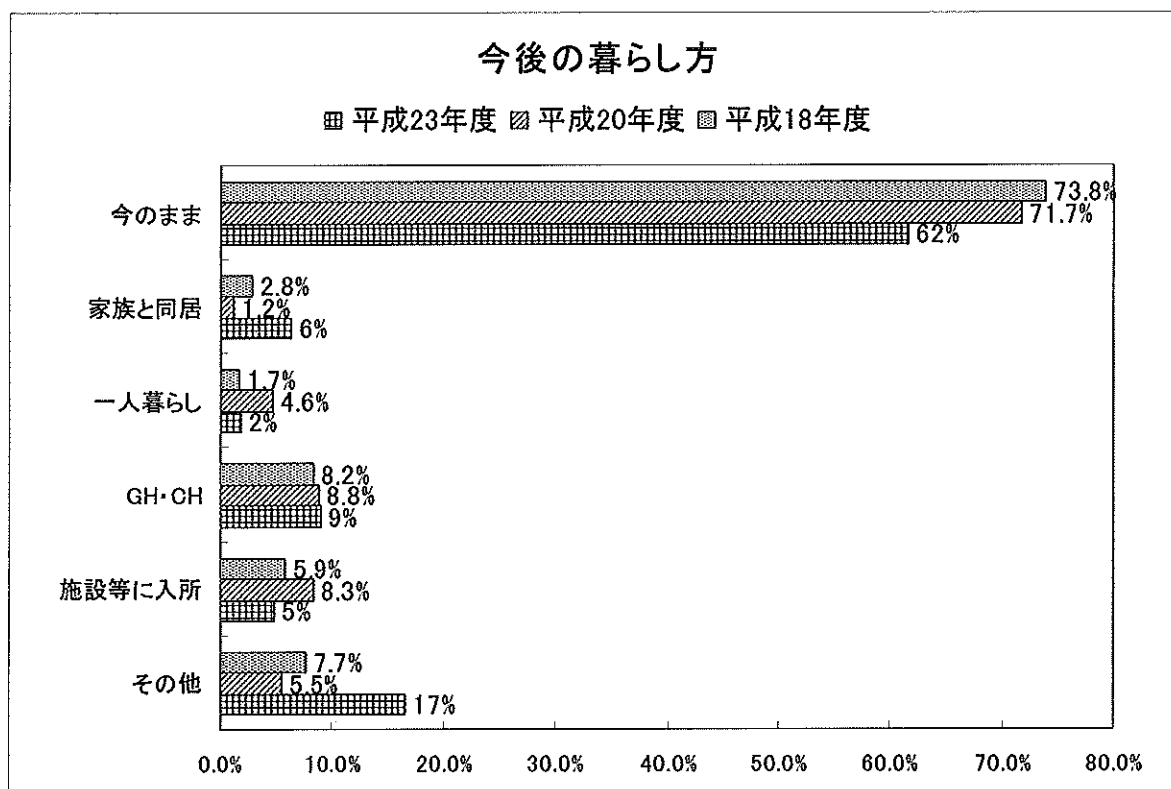


## 【問4】現在の居住場所



回答数 602 (うち 99 は施設入所者)

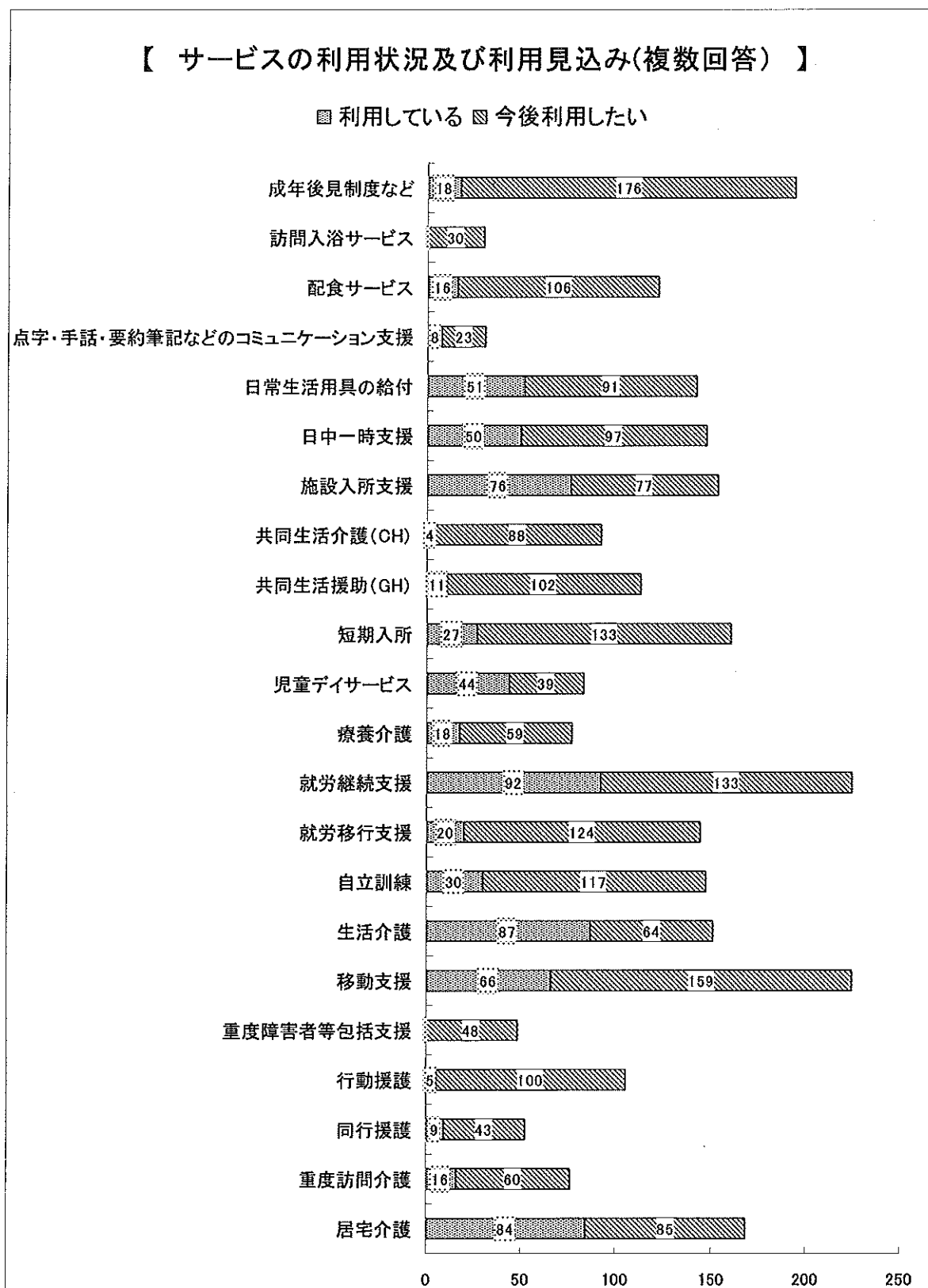
## 【問11】今後の暮らし方についての希望



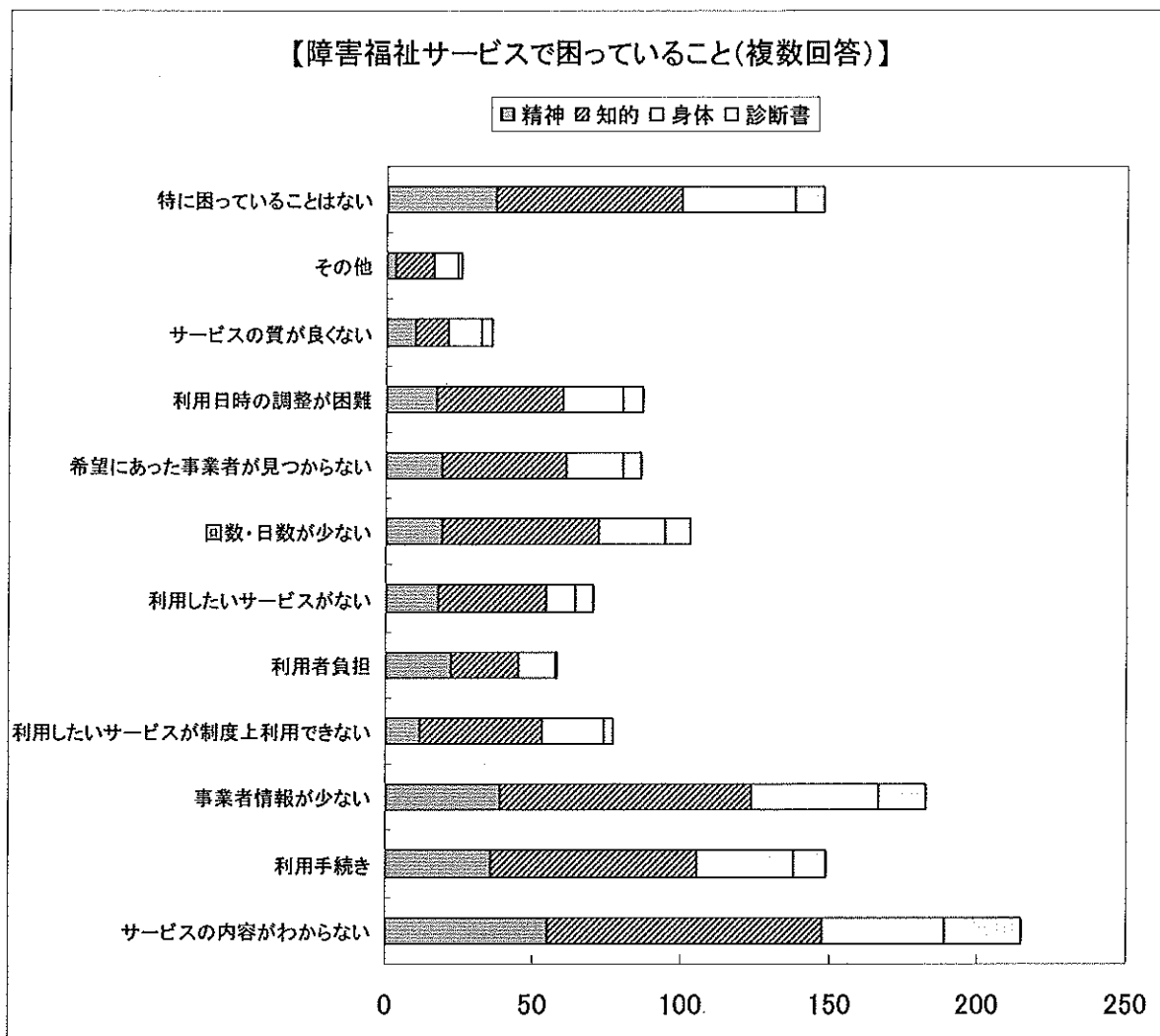
回答数 570

(2) サービスの利用状況

【問 16】 サービスの利用状況及び利用見込み

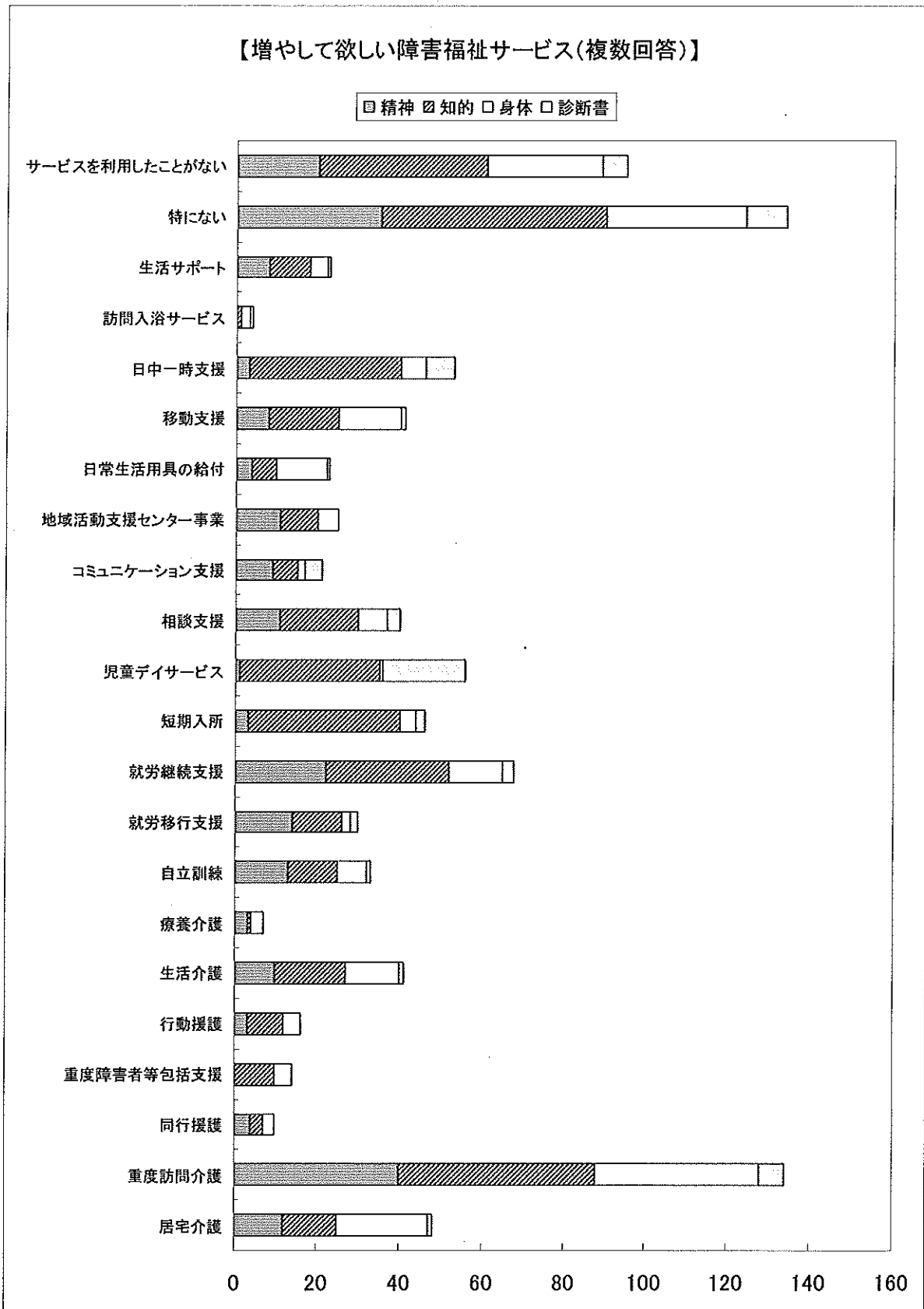


【問 17】 障害福祉サービスの利用に関して困っていること



回答数 546

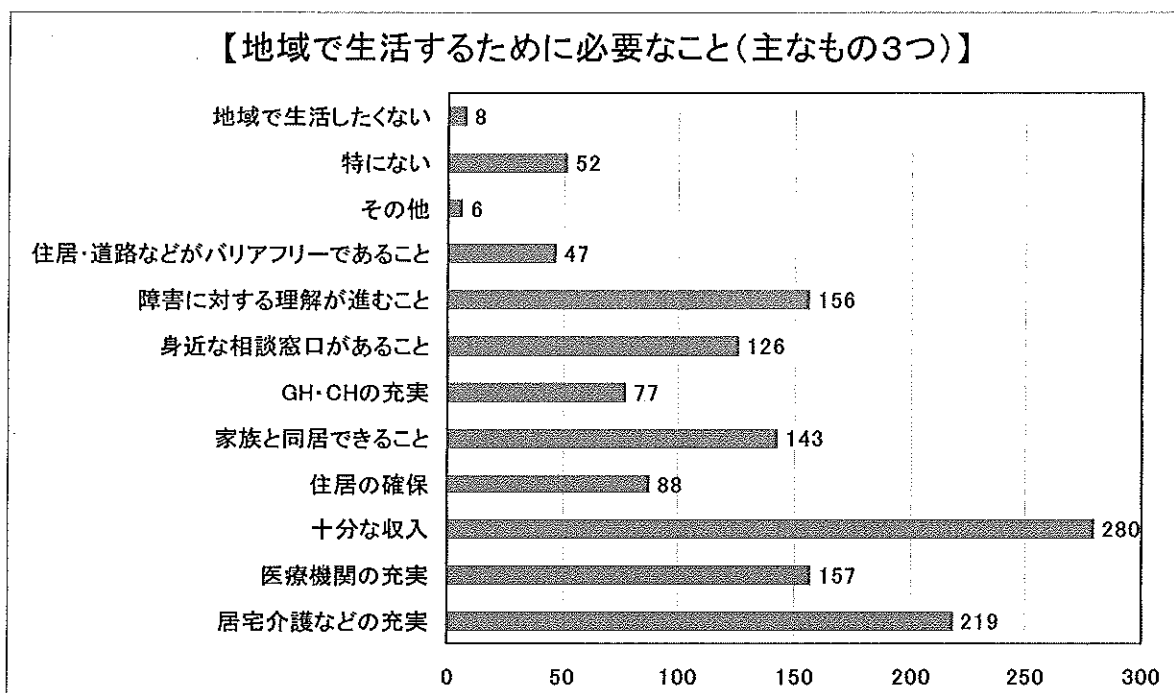
【問 18】 サービスの内容や量が不足しているもの



回答数 597

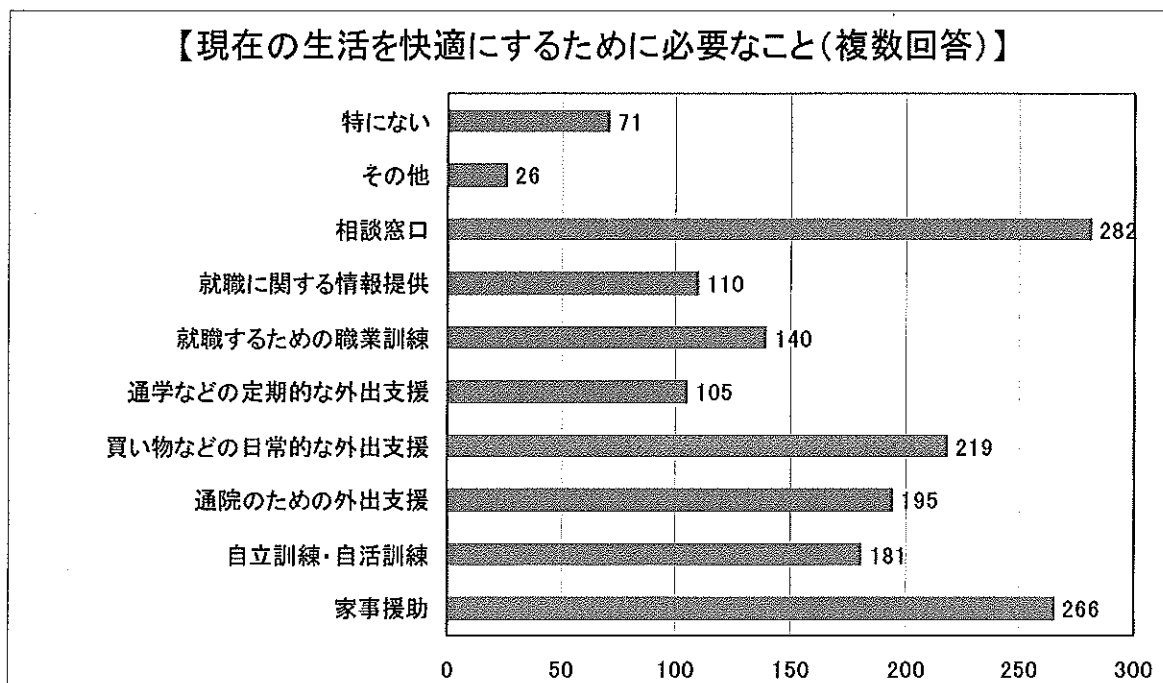
### (3) 地域生活の状況

#### 【問 12】 地域や自宅で生活するための条件



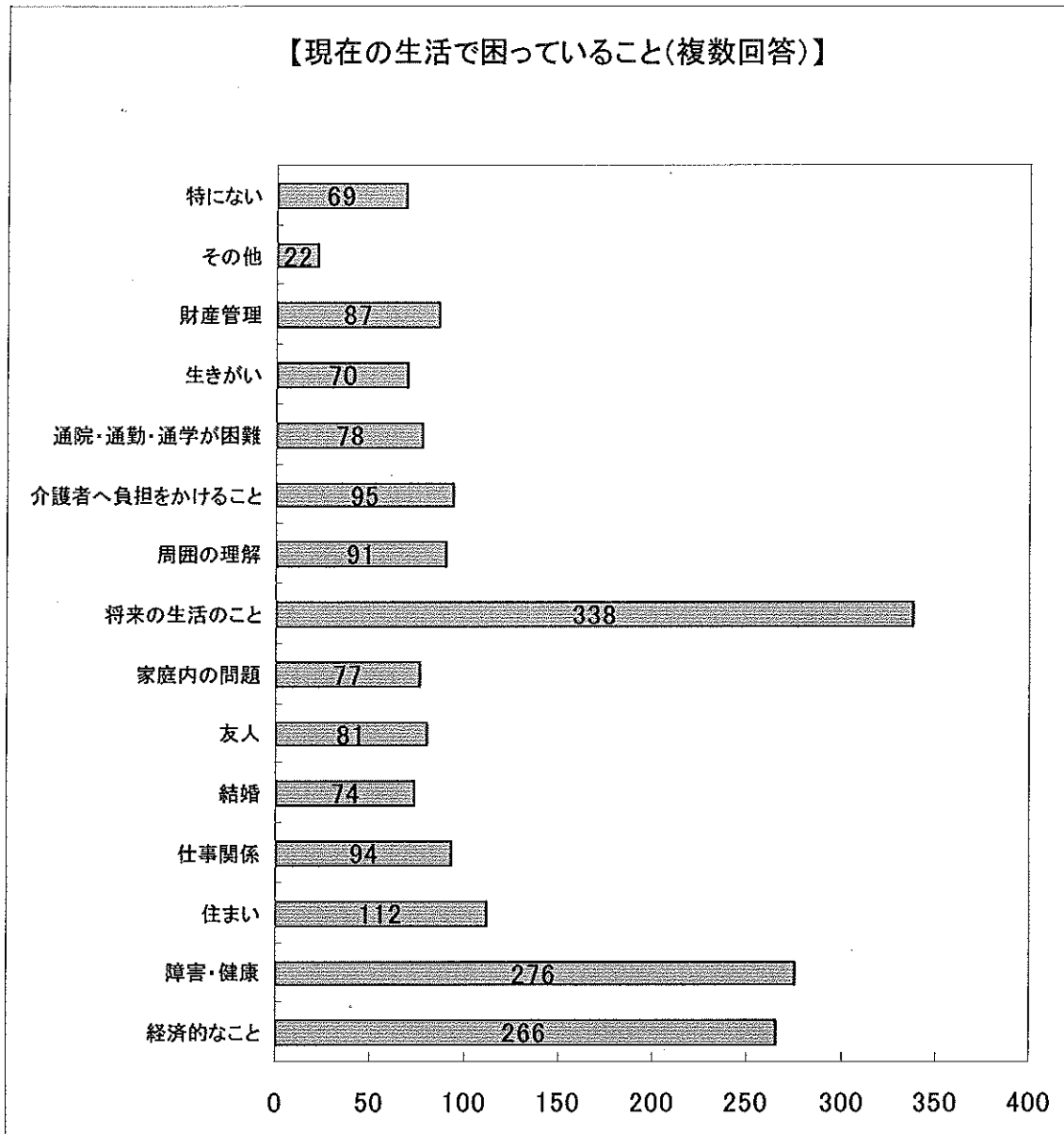
回答数 573

#### 【問 13】 日常生活をより安心して快適なものにするための方策



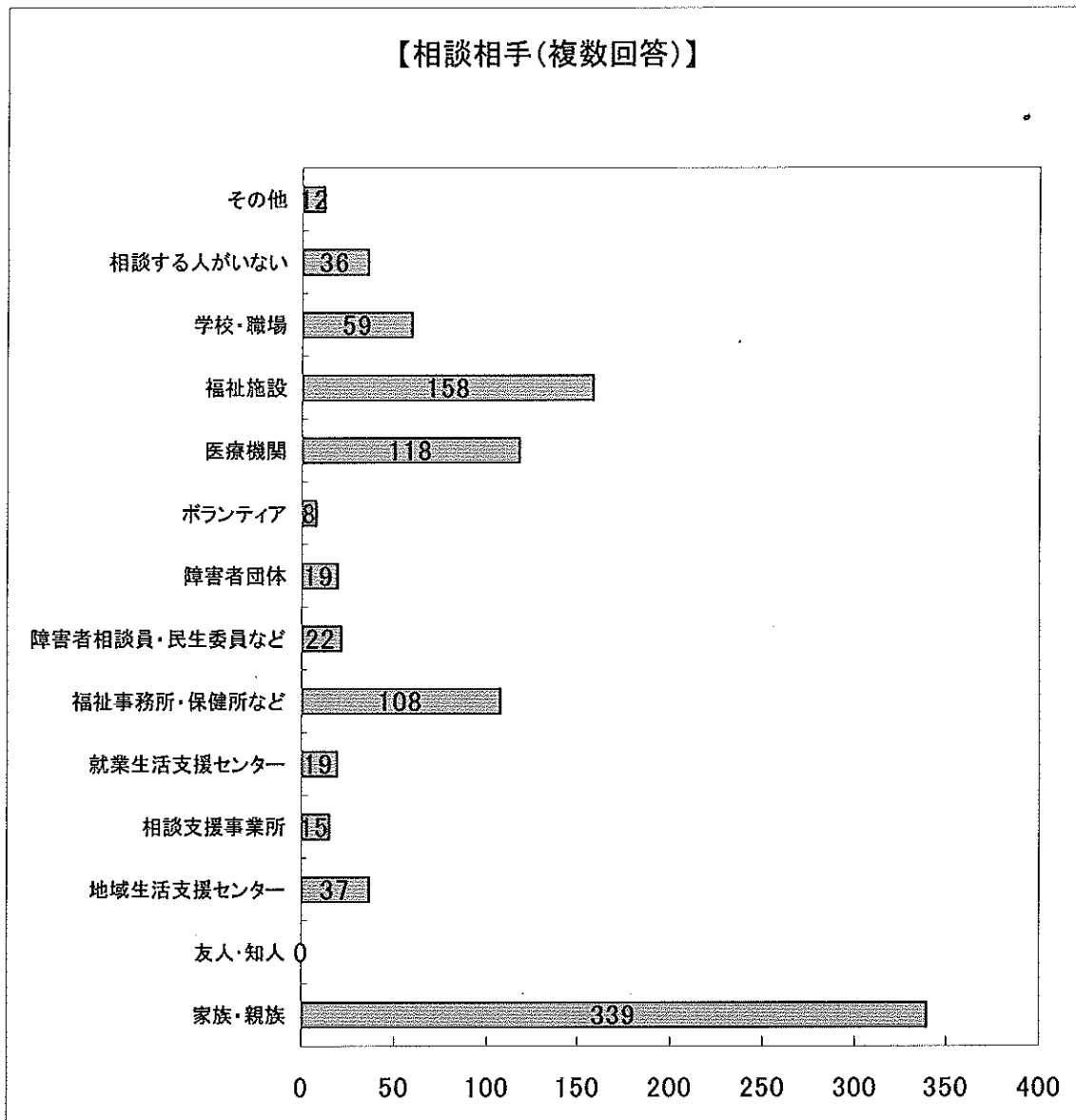
回答数 574

【問 19】現在の生活で困っていること



回答数 554

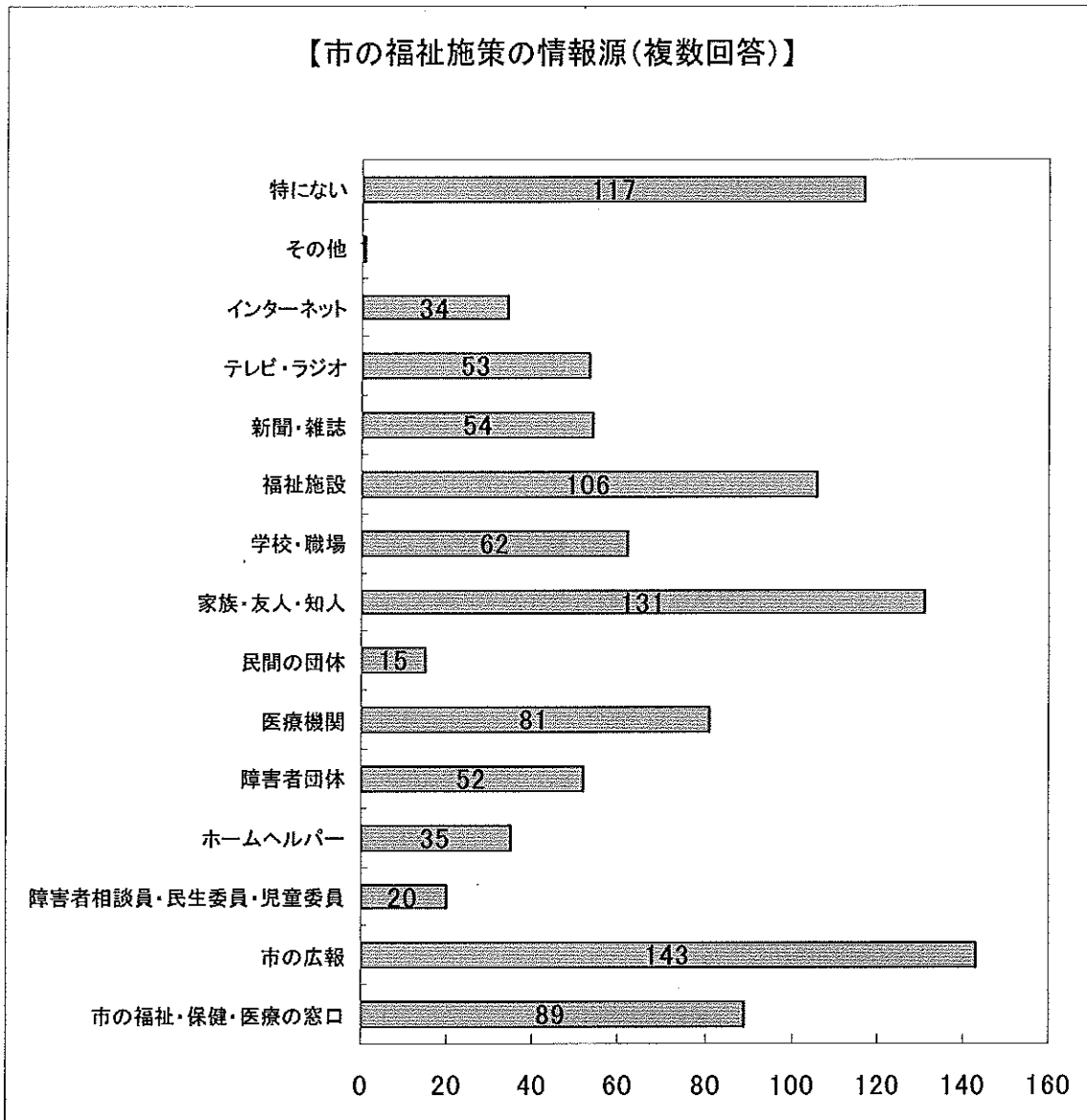
## 【問 20】 相談相手



回答数 605

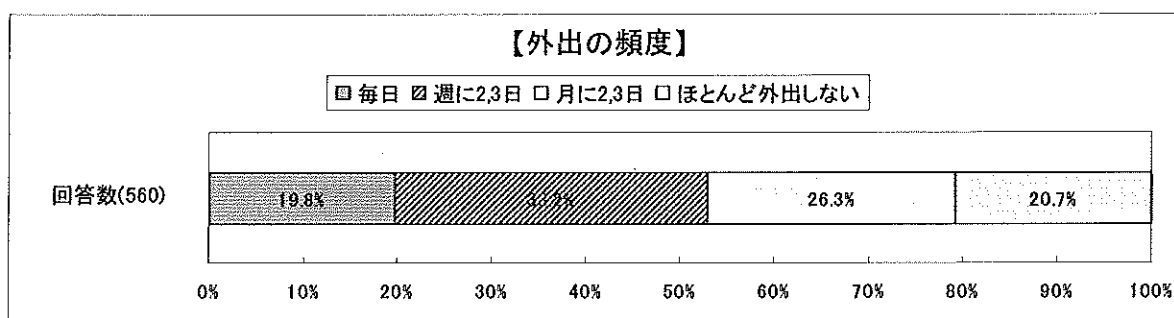


【問 21】市の福祉施策の情報源

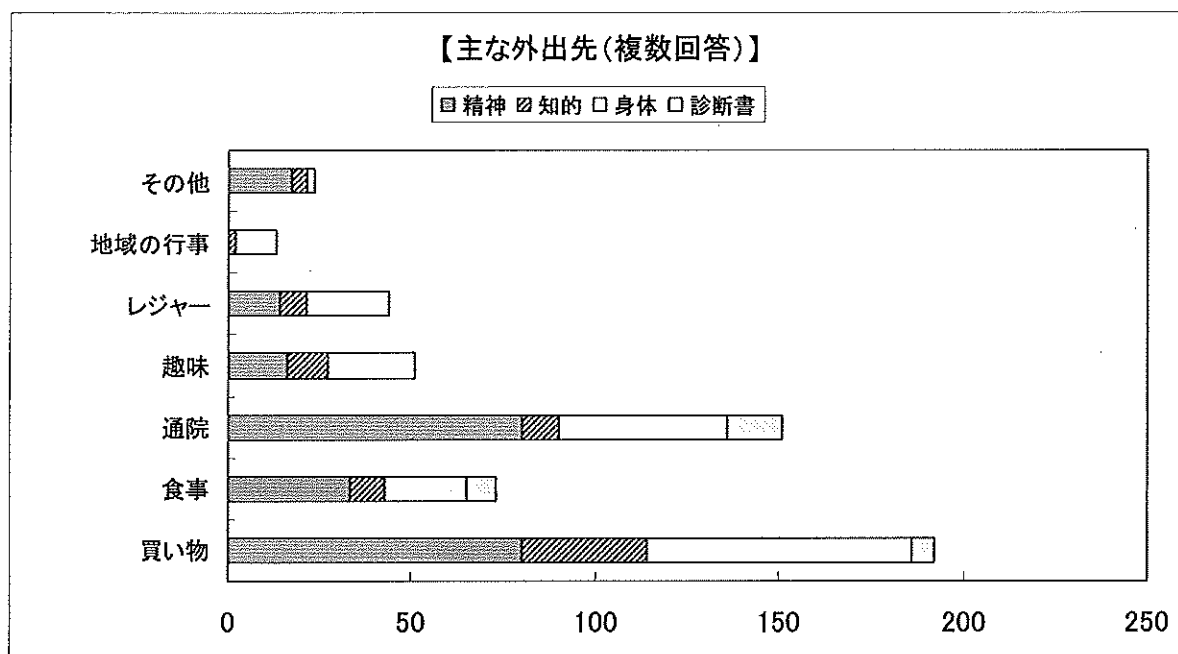


回答数 547

【問 22】 外出の頻度

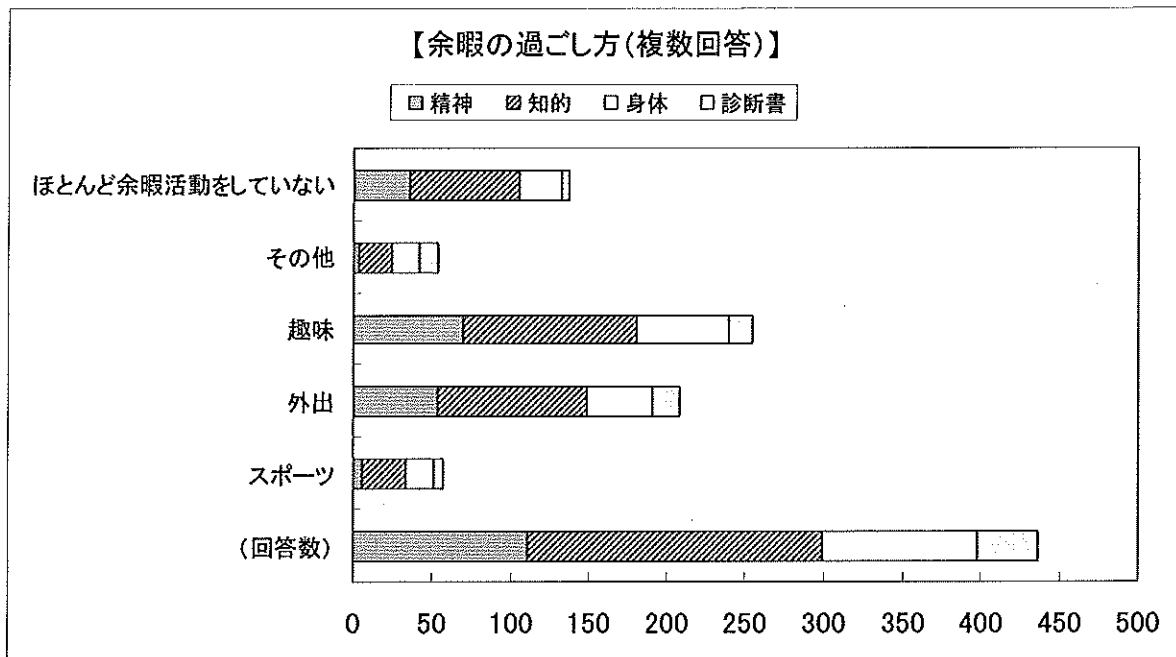


【問 22-1】 主な外出先



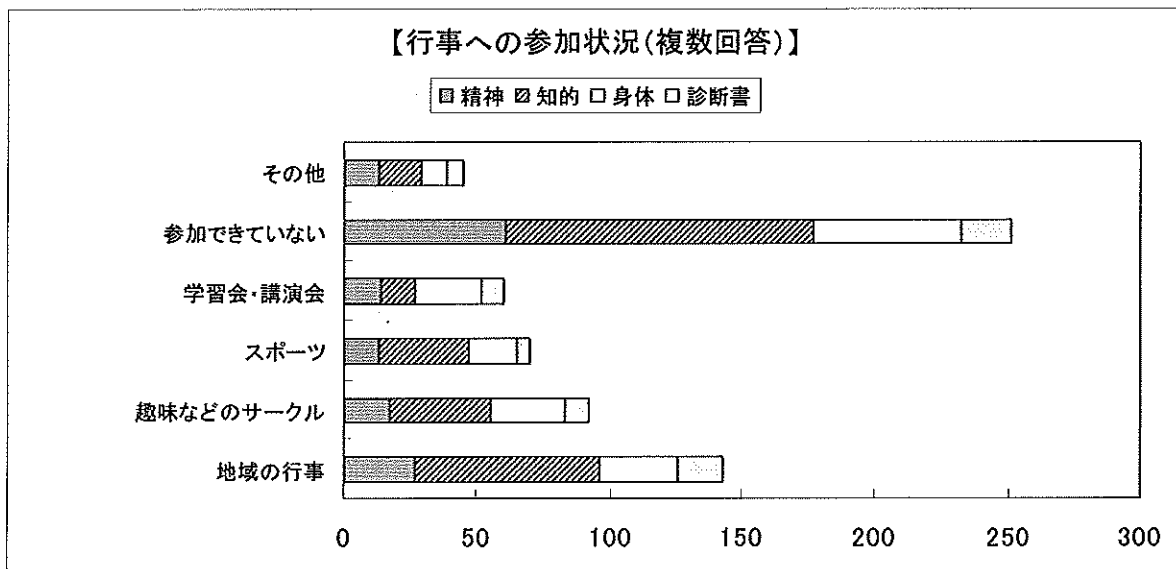
回答数 436

【問 23】 余暇時間の過ごし方



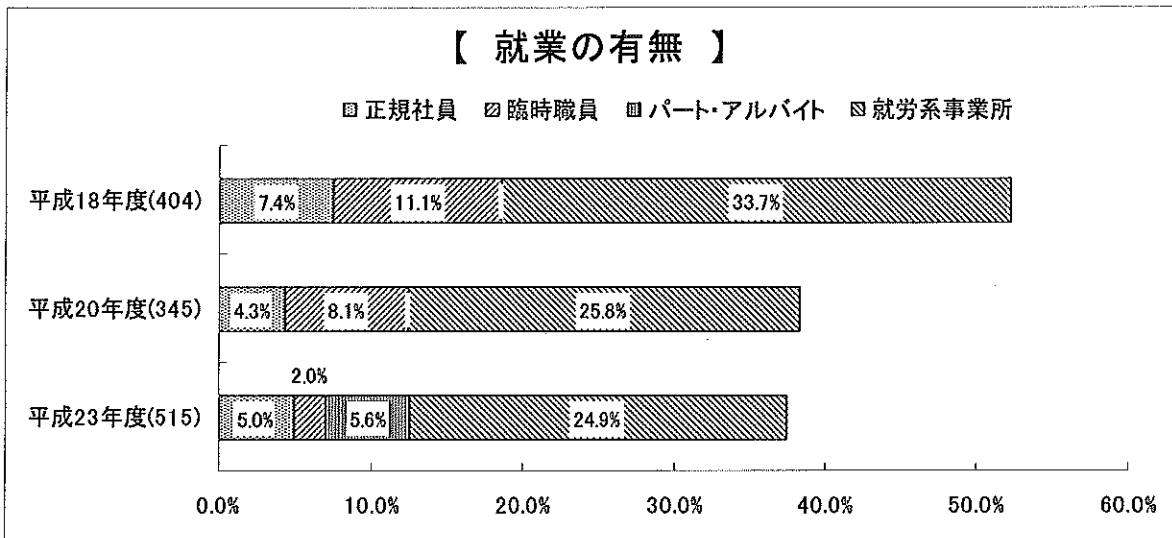
回答数 538

【問 24】 行事への参加状況

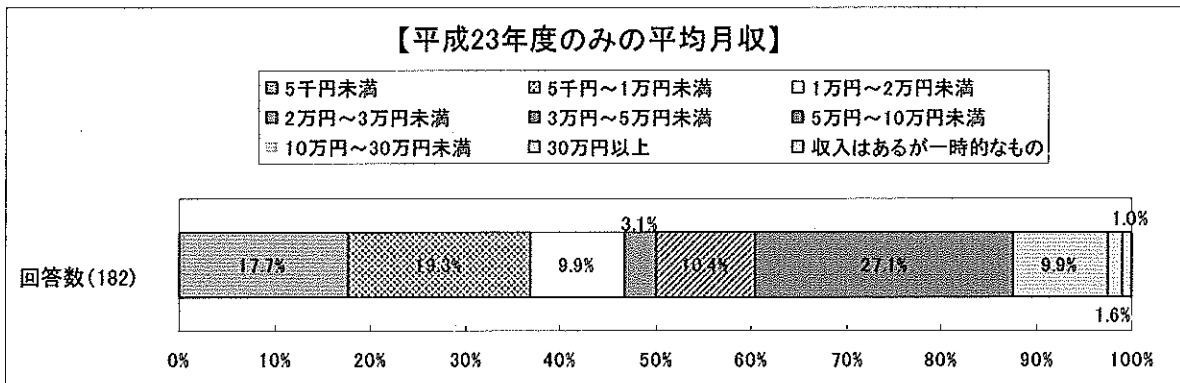
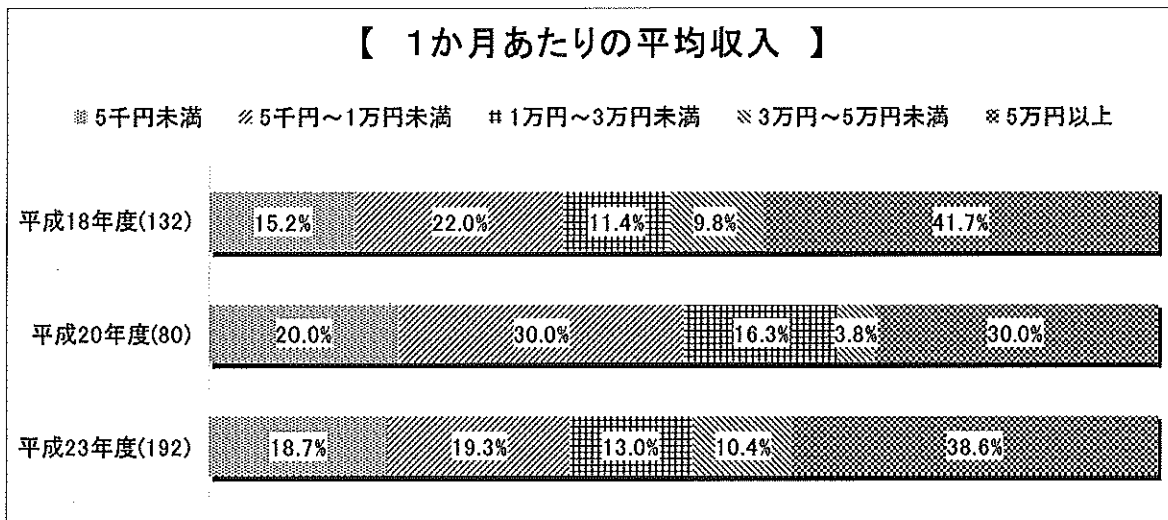


#### (4) 就労の状況

##### 【問7】 就業の有無

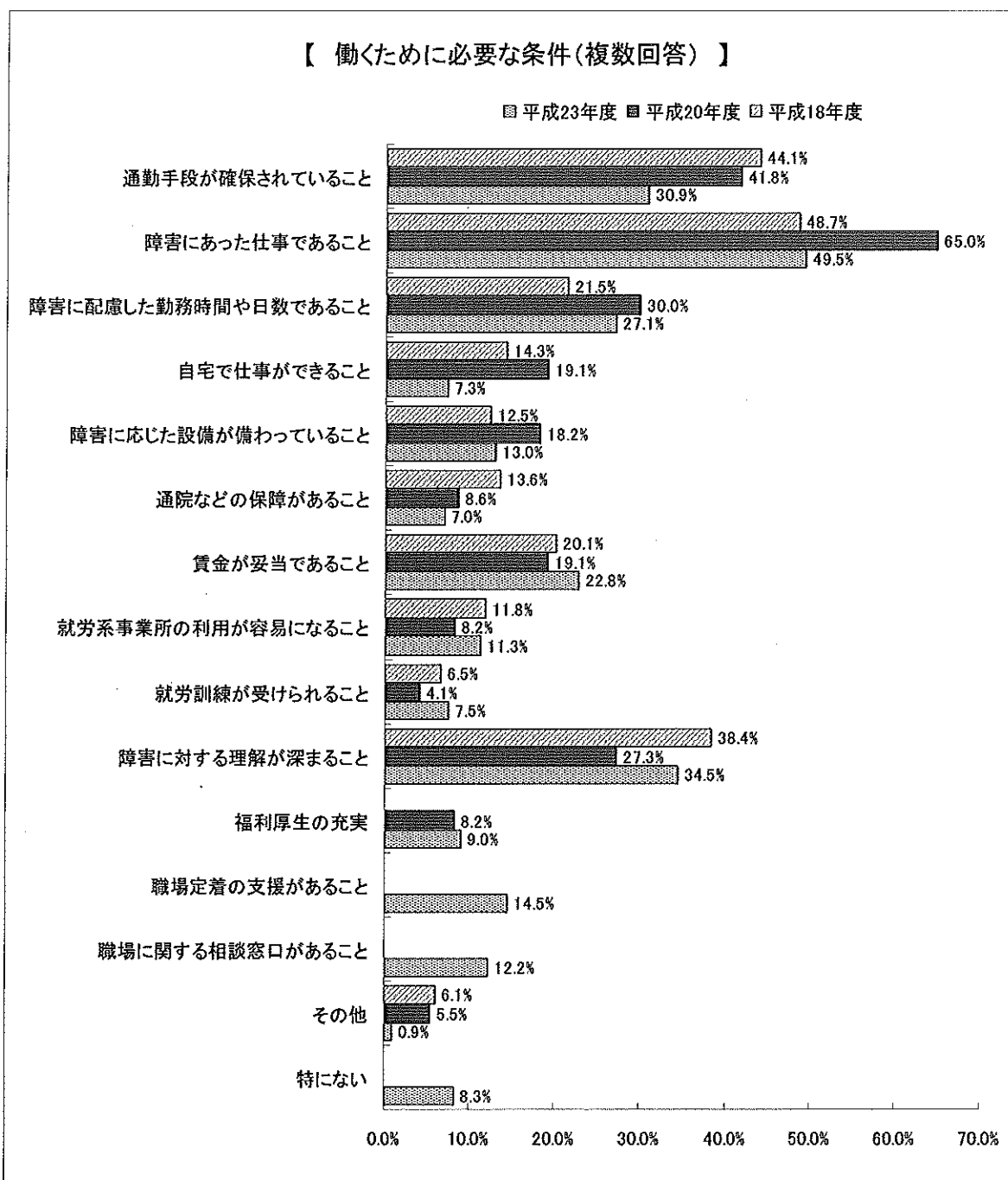


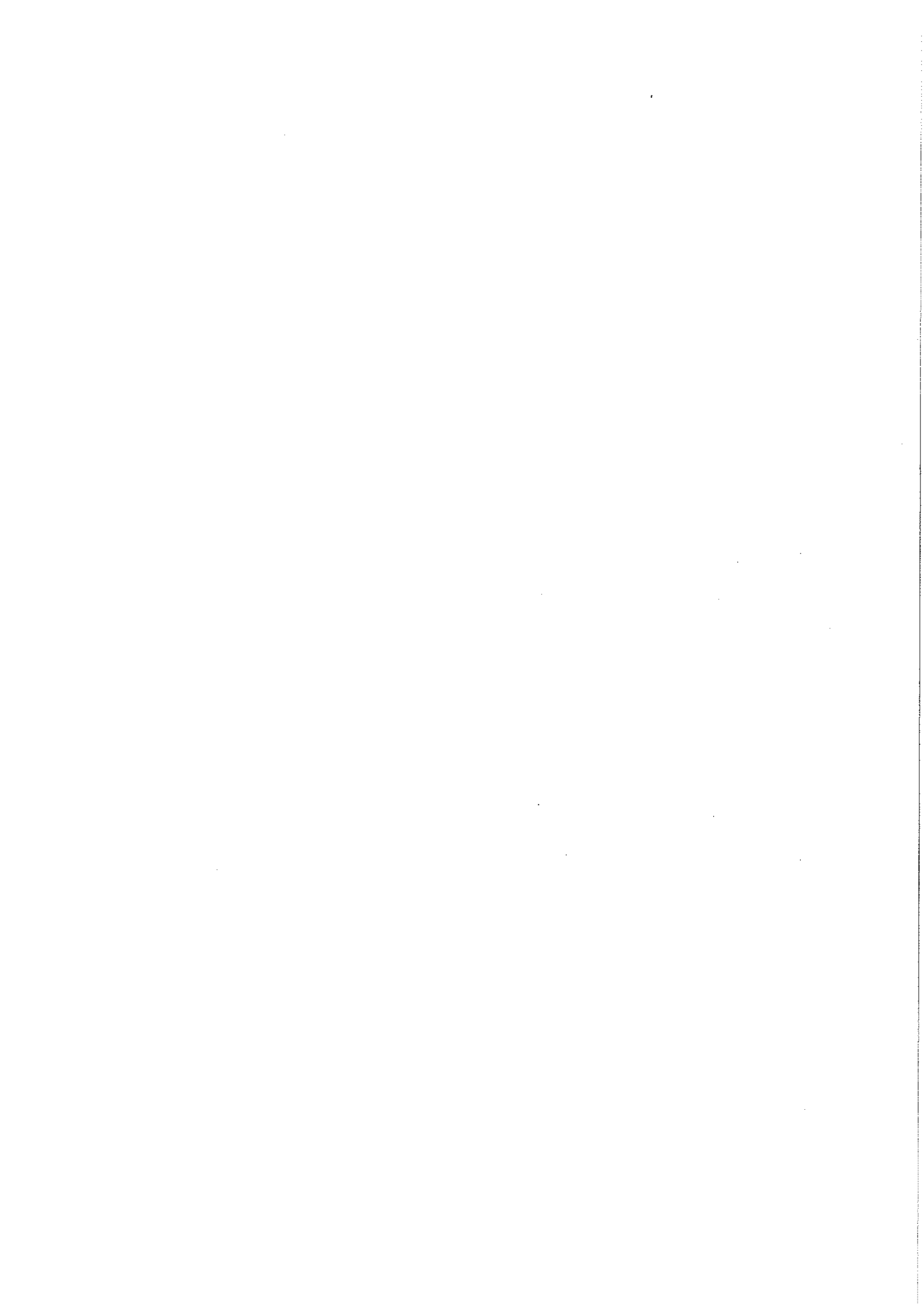
##### 【問7-1】 平均月収



# 【問 15】 働くために必要な条件

## 【 働くために必要な条件(複数回答) 】





# 計画相談支援・障害児相談支援(案)

## 1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。  
 具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児
- ※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※
- ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
  - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
  - ③ 常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

## 2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
  - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
  - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。
- P87参照

### 3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

→ 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）

→ 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。

- ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
- ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
- ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

→ 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。

ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 4. 報酬

→ 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。

支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。

→ 障害児に係る計画作成等の報酬について

特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

→ 居宅介護計画（ケアプラン）とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。



# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）（案）

## 1. 対象者

### （地域移行支援）

○ 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

### ○ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者。

→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

※ 地域移行支援の支給決定主体については、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。  
（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

### （地域定着支援）

○ 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。

→ 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。

→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。

→ グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

## 2. サービス内容

### （地域移行支援）

○ 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。 → P95参照

### （地域定着支援）

○ 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

### 3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6か月以内。市町村が対象者の状況に応じて必要と認められる場合は6ヶ月以内で更新可。  
更新する更新については、市町村が真に必要と認められる場合に6ヶ月以内ごとに更新可。

(地域定着支援)

- 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

### 4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着担当））

- ※ 施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）」とみなす。（期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。）

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

(人員基準)

- 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない（計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可）。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所以外の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。  
相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。

※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。

※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。

### 5. 報酬

- 以下のサービスを評価する方向で検討。

(地域移行支援)

- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

(地域定着支援)

- ・ 常時の連絡体制（毎月、定額を算定）
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等